

学費問題を 考える

東京大学教養学部学生自治会 編



目次

1	全学一斉アンケート結果.....	2
	学生自治会を中心に5月27日～5月29日の期間に行ったアンケートの結果分析	
2	「授業料値上げに関する駒場決議」案.....	19
	6月10日の自治委員会に理事会より提出される議案1	
3	「授業料値上げに関する駒場決議」採択に付帯する自治委員会決議案... ..	22
	6月10日の自治委員会に理事会より提出される議案2	
4	寄稿「東大の未来を考える（抜粋）」.....	30
	授業料値上げに関連するこれまでの経緯 東京大学新聞社からの寄稿	
5	学生自治会に寄せられた意見書.....	34
	学生自治会が5月24日～6月1日の期間に公募した学費問題に関する意見書	
	1. 学費値上げの懸念 — 「授業料免除」の落とし穴.....	34
	2. 薄氷の上で成り立つ女性の一人暮らし.....	36
	3. 授業料値上げに賛成する.....	38
	4. 藤井総長の新規事業の埋め合わせ?.....	40
	5. あなたは、学費減免や奨学金の申請を自分でしたことがありますか?.....	41
	6. 〈総長対話〉に向けて「私たち」が本当にできること.....	44
	7. 大学院生は授業料値上げに耐えられない.....	46
	8. 「値上げ」問題に学生は存在しているのか?.....	50
	9. 中間層の大学・大学院進学への危機 —— 減免対象拡大は解決策にならない!....	53
	10. 「世界の誰もが来なくなる大学」 東京大学?.....	54
	11. 高等教育の権利的側面から授業料値上げに反対する意見書.....	57
	12. 東大 学費値上げは日本の国力低下につながる!.....	61
	13. 「学費値上げ阻止アクション」のための資料.....	62

全学一斉アンケート結果

東京大学教養学部学生自治会

【概要】

調査対象	本学学生
調査方法	本会の Web ページ、公式 X などでの広報のほか、共同実施団体の協力を得て、後期課程生・大学院生に対しても効果的な広報を行った。
調査期間	5月27日～5月29日
回答数	2297名（前期課程生 1152名、後期課程生 795名、その他学生 350名）
共同実施団体	東京大学大学院教育学研究科学生協議会 東京大学教養学部オリエンテーション委員会 東京大学教養学部学友会学生理事会 東京大学大学院経済学研究科自治会 駒場祭委員会

1 選択回答の設問の分析

1.1 設問ごとの単純集計

まず、1つの選択肢のみを回答する設問は円グラフでその割合を示し、複数回答の設問は棒グラフでその数を表した。

次に、集計において操作を行った設問について説明する。所属については、学部はそのままし、大学院の研究科は対応する学部に振り分け、分類不能なものは「その他」に含めた。進学の検討、授業料の賄い方、必要な情報に当てはまるもの、総長対話に参加したいかどうかについては、「その他」として自由記述で回答されたものがあったため、振り分けられるものは該当の選択肢に振り分け、振り分けられないものについては「その他」とした。ただし、必要な情報に当てはまるものについては、「その他」の内容を表1にすべて記した。

図1 所属の単純集計

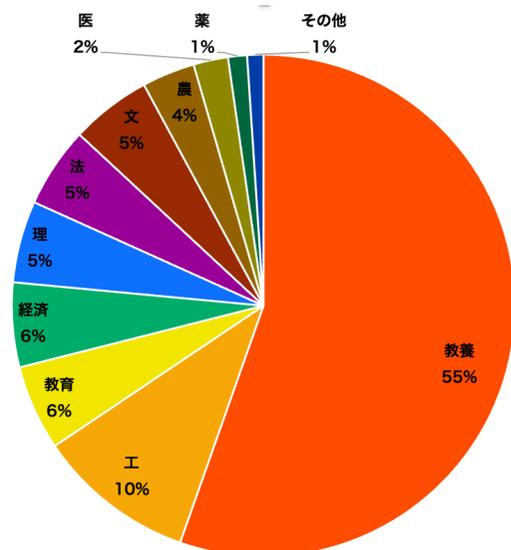


図2 学年の単純集計

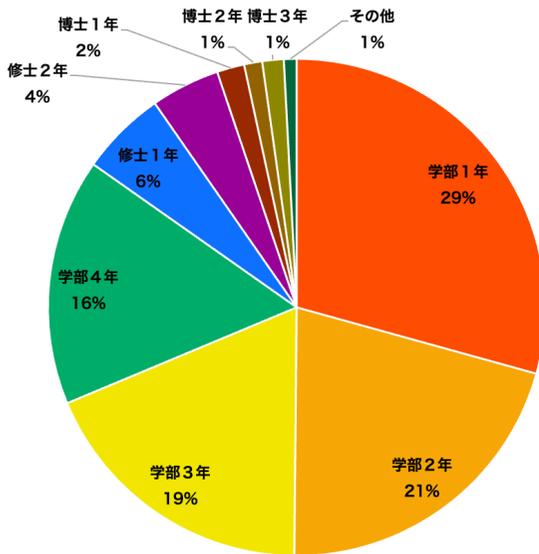


図3 大学院などへの進学を検討についての単純集計

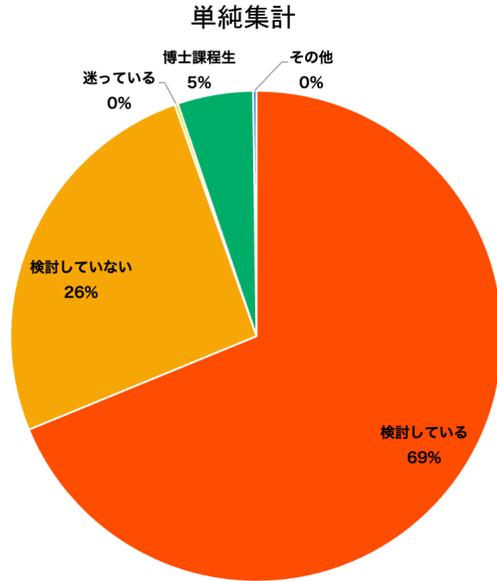


図4 授業料の賄い方についての単純集計

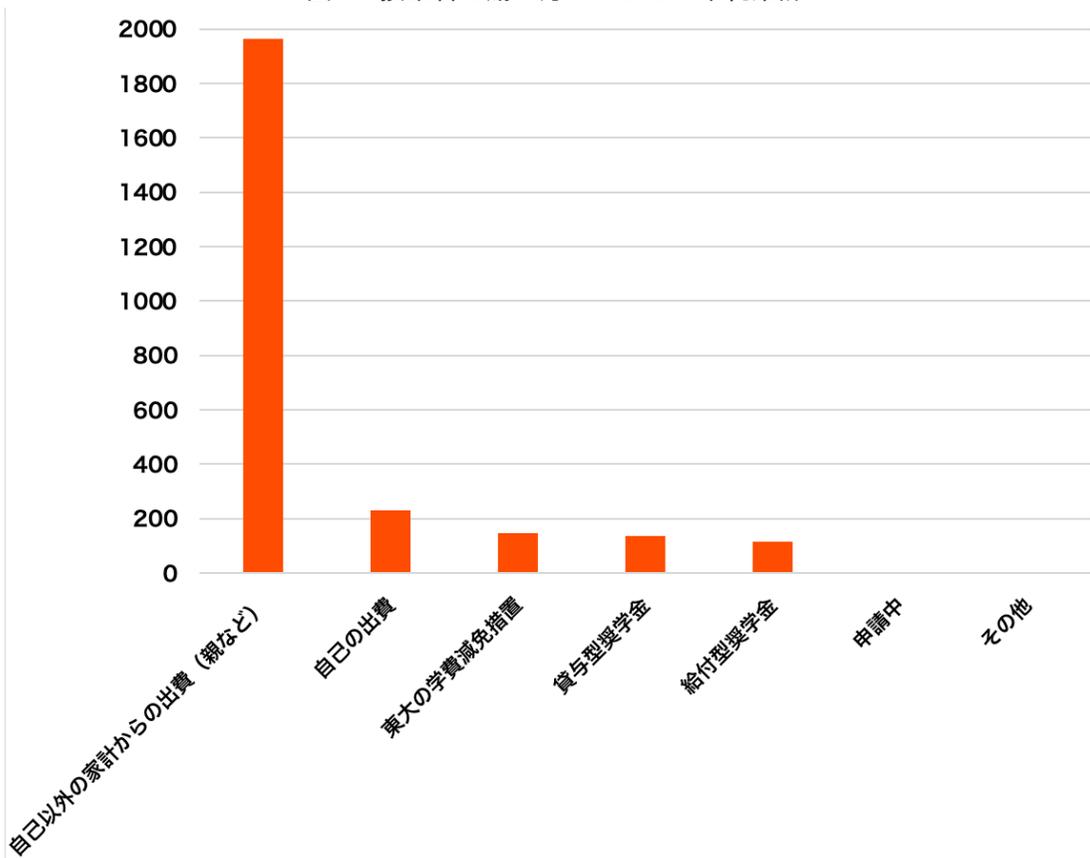


図5 世帯年収についての単純集計

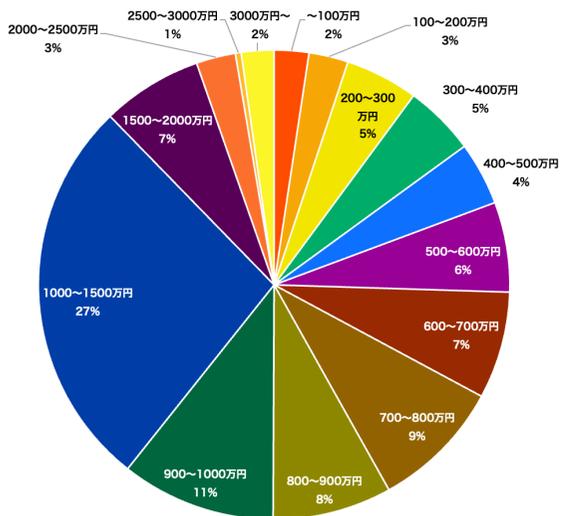


図6 居住形態についての単純集計

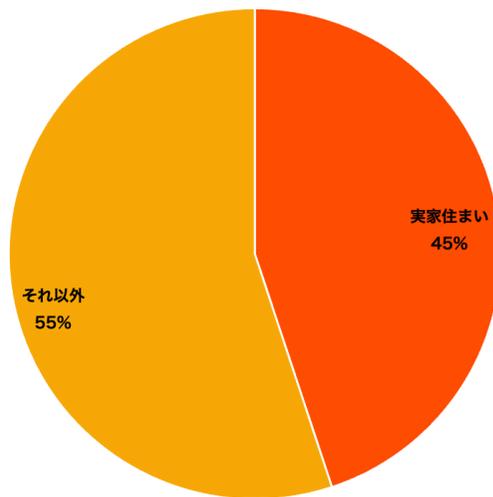


図7 学費値上げの賛否についての単純集計

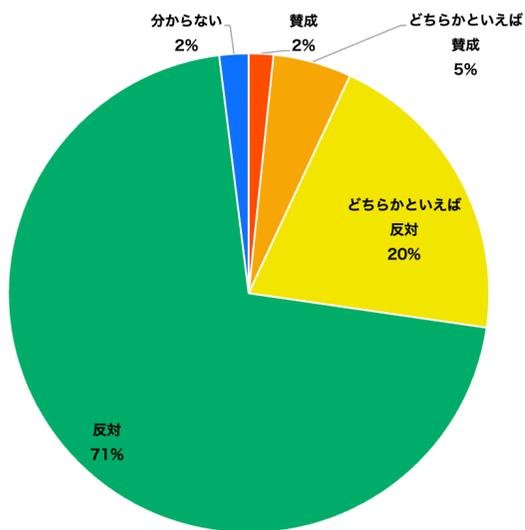


図8 学費値上げの賛否の理由についての単純集計

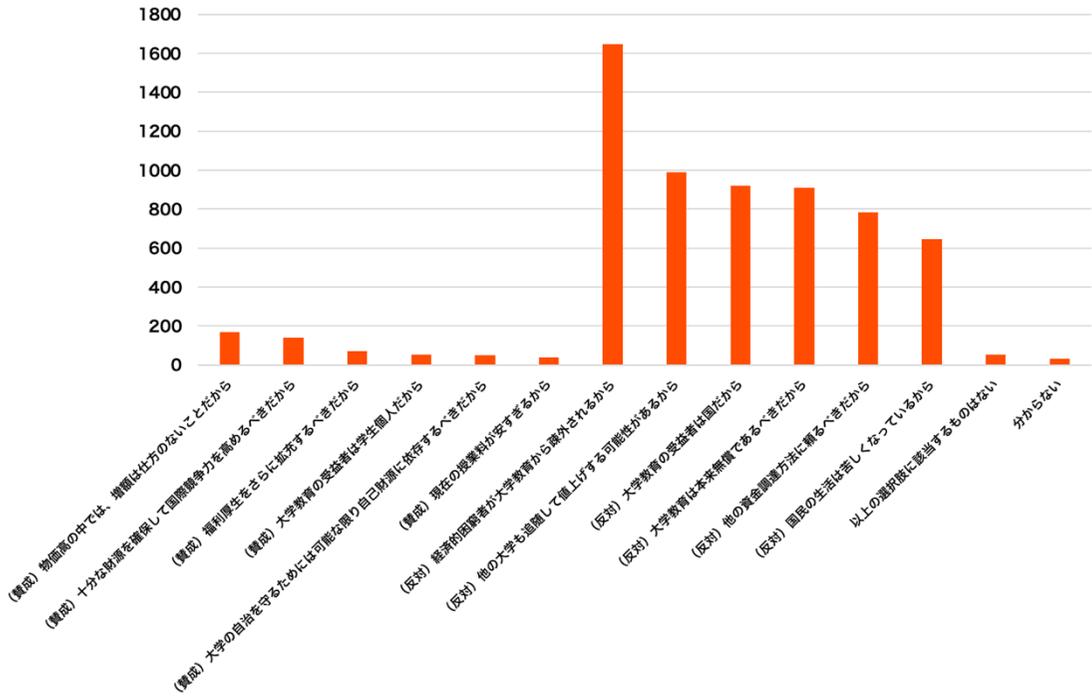


図9 学費減免措置の拡充の賛否についての単純集計

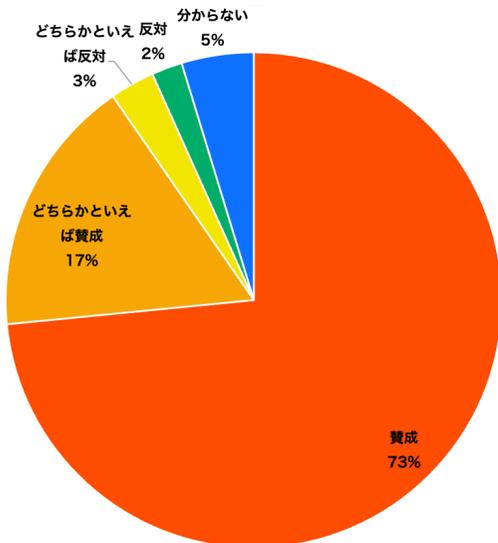


図10 総長対話のハイブリッド開催の賛否についての単純集計

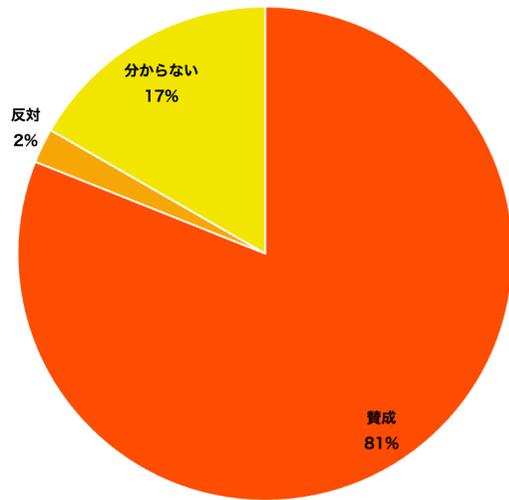


図 11 総長対話で新たな質問を提起することへの賛否についての単純集計

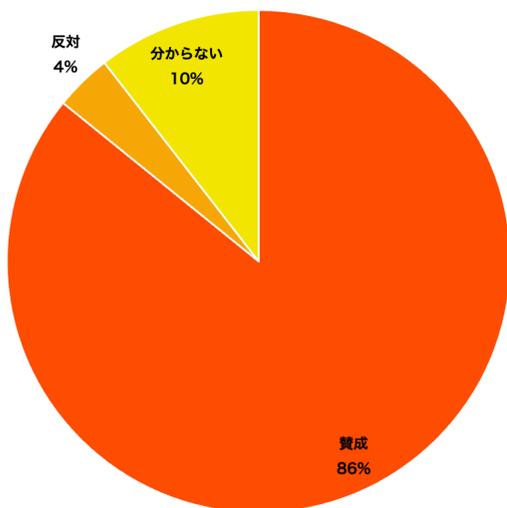


図 12 相当期間前に学生に必要情報を提供することへの賛否についての単純集計

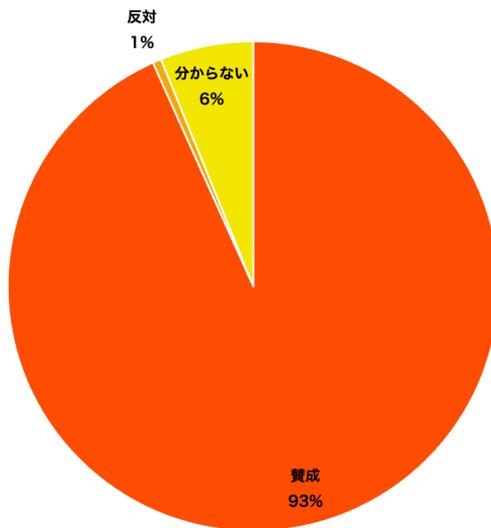


図 13 「総長対話」に先立ち必要な情報として当てはまるものについての単純集計

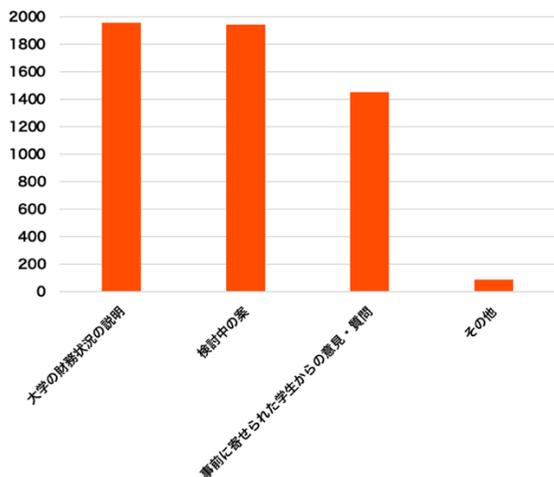


図 14 学生側が総長対話の司会進行を行うことへの賛否についての単純集計

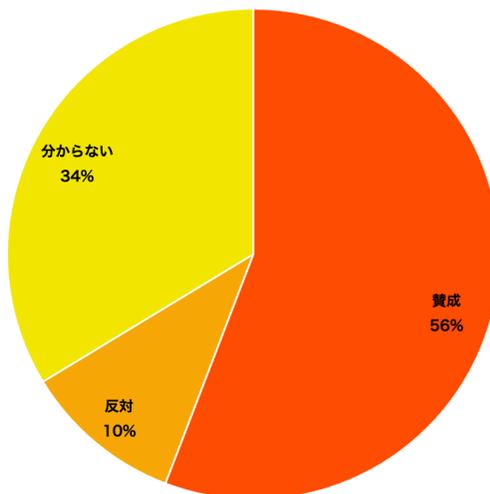


表1 図13の「その他」の内訳

内容	人数	内容	人数
値上げに関する議論の経緯	33	学生の経済状況について	1
増収分の使途	15	総長の学生自治に対する考え方	1
その場で寄せられた学生からの質問・意見への返答	4	学生に周知するよりも報道が先行したこと の理由	1
迅速に事を進めようとしている理由	3	検討案による学生の負担の想定	1
値上げによる学生へのメリット	3	値上げに賛同する教職員の氏名	1
値上げ以外の財務状況改善案	3	現在ある学費減免措置および検討している 学費減免措置	1
今後の大学運営展望	2	学生福祉について大学が考えること	1
意思決定権を持つ人員の開示	2	(値上げ分を人件費に充てるのであれば) 賃上げが人事院勧告に基づいて行われてい るかどうか	1
一人暮らしをしている学生への配慮につい て	1	学生の意見を伝えるべき場所	1
値上げをしない場合に発生する不利益	1	今後の検討スケジュール	1
経営陣の意見	1	国の大学政策への影響	1
次年度予算案の詳細	1	教員・学部・研究科それぞれの考え	1
値上げの検討はどの段階まで進んでいるの か	1	学費が比較的安い高等教育機関がなくなっ てしまうことについての大学の考え	1

図15 総長対話を学生の納得を得るまで複数回行うことの賛否についての単純集計

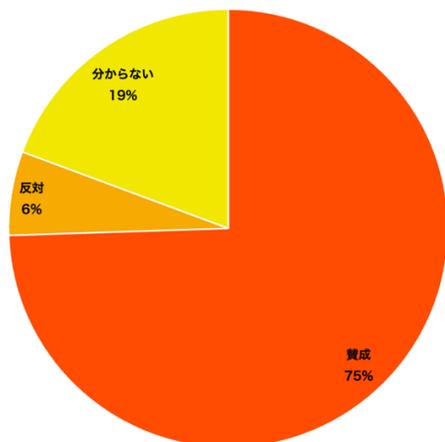


図16 総長対話に参加したいかどうかについての単純集計

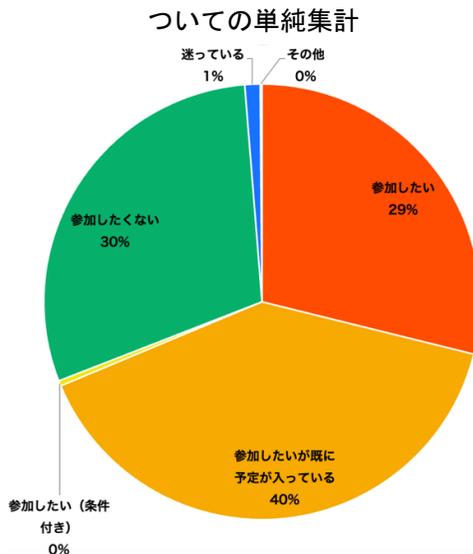
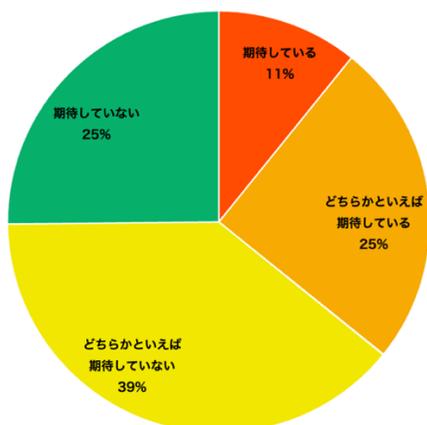


図 17 総長対話に期待しているかどうかについての単純集計



1.2 設問間の関連について

ここでは、回答者の属性についての設問と回答者の学費値上げに対する意見についての設問の関係を、グラフによって示す。

図 18 は、大学院などへの進学を検討と学費値上げの賛否の関係を示している。数字で見れば、進学を検討していない群の方が検討している群よりも学費値上げに賛成する人の割合が多いことがわかるが、ほとんど差はない。「反対」と「どちらかといえば反対」の割合が多数を占めている。

図 18 進学を検討と学費値上げの賛否のグラフ

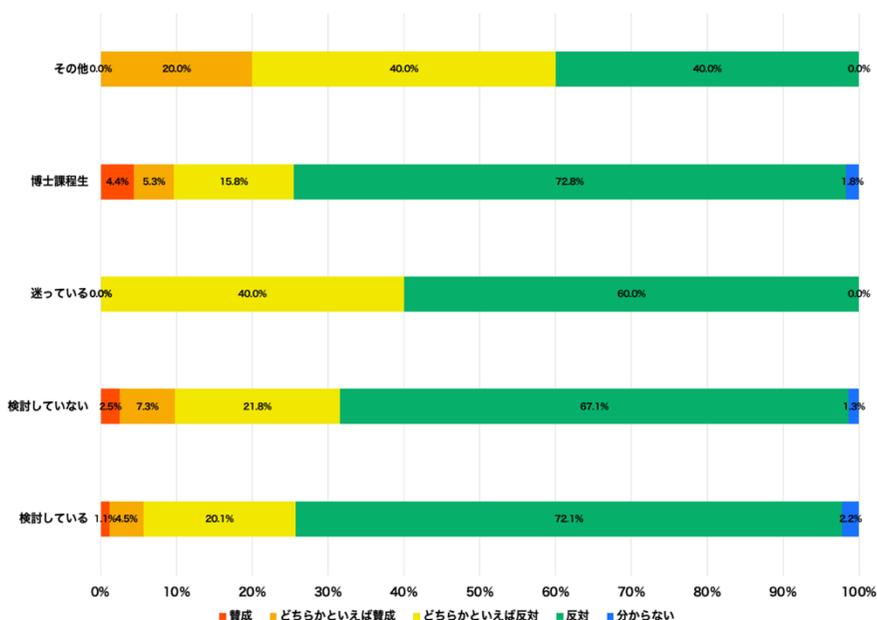


図 19 は、授業料の賄い方と学費値上げの賛否の関係を示している。賄い方ごとに意見の違いは見られず、一貫して「反対」と「どちらかといえば反対」が多数を占めている。

図 19 授業料の賄い方と学費値上げの賛否のグラフ

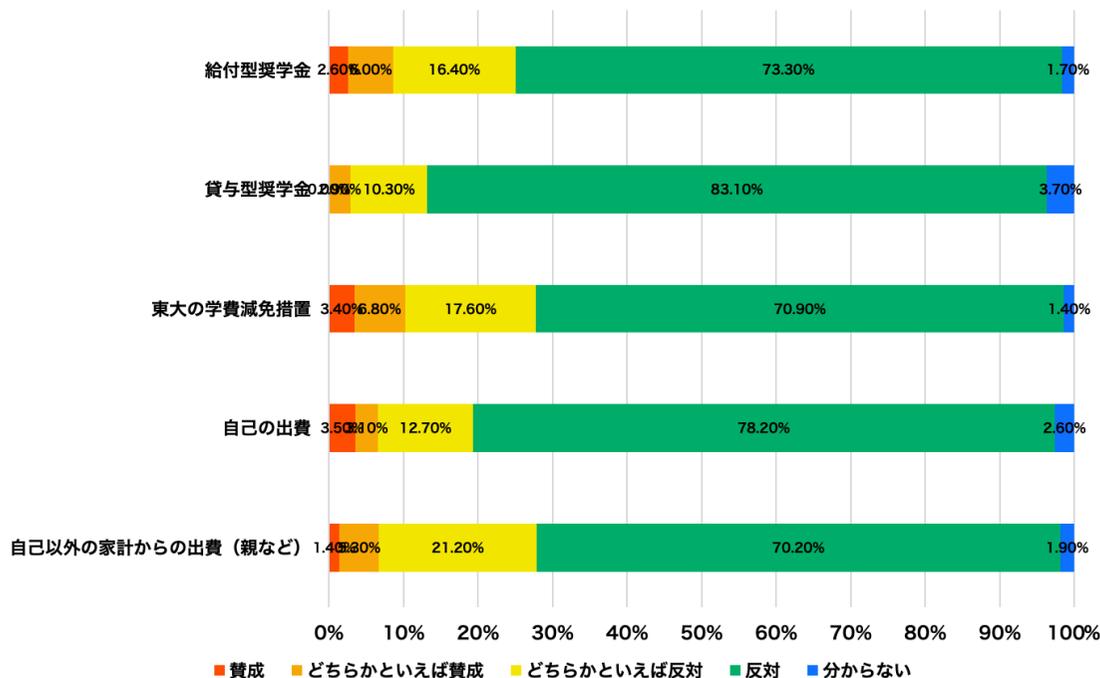


図 20 は、世帯収入と学費値上げの賛否の関係を示している。おおまかに見て、世帯年収が 1000 万円以上だと反対する割合が少なくなり、賛成する割合が多くなる傾向が読み取れる。しかし、世帯年収が高くなるほど「どちらかといえば反対」の割合が増えているため、「反対」と「どちらかといえば反対」の割合の合計は世帯年収にかかわらず常に高く推移している。

図 21 は、居住形態と学費値上げの賛否の関係を示している。実家暮らしとそれ以外の間に特に違いは認められず、どちらにおいても「反対」と「どちらかといえば反対」が 9 割を占めていることがわかる。

図 20 世帯年収と学費値上げの賛否のグラフ

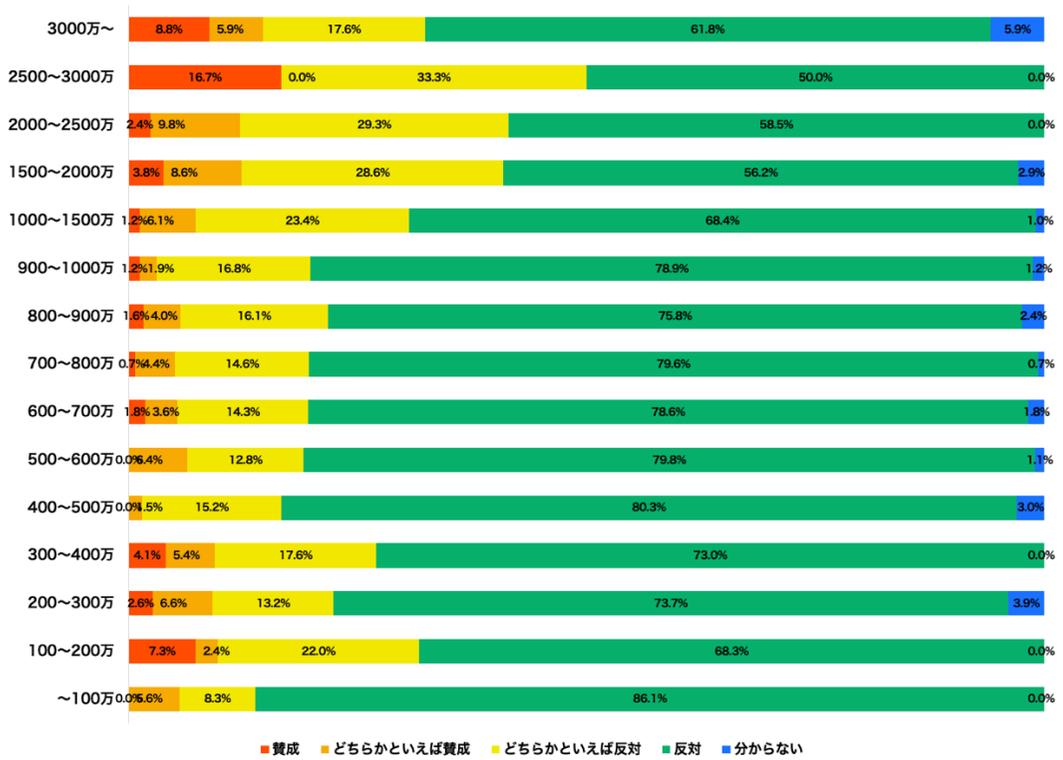
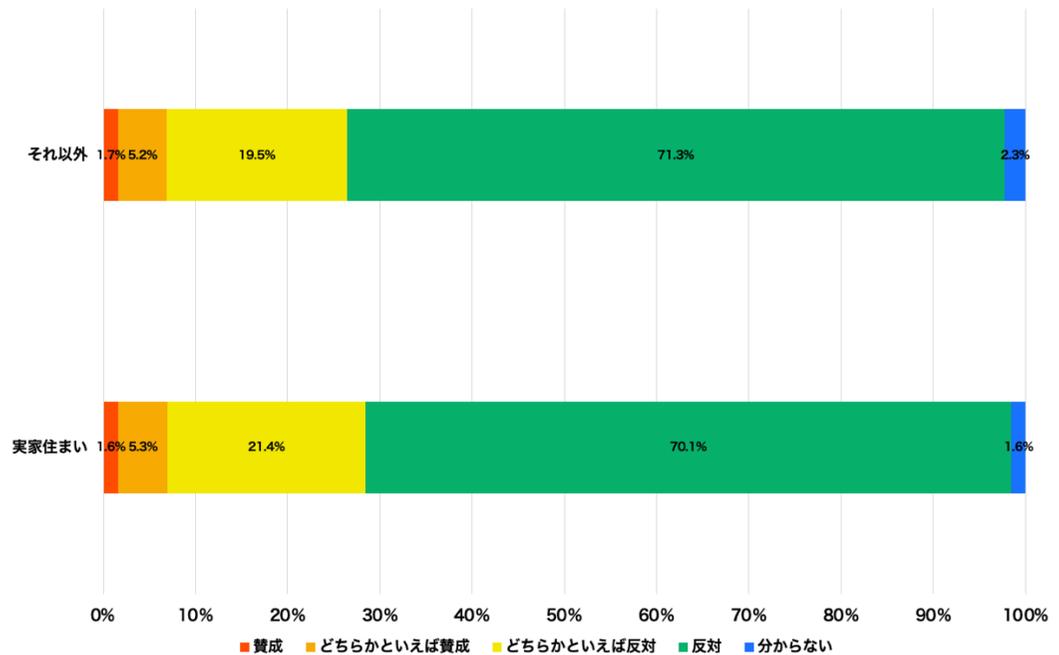


図 21 居住形態と学費値上げの賛否のグラフ



2 自由記述回答の設問の分析

2.1 分析手法

自由記述回答の分析にあたっては、共起ネットワークと対応分析を用いた。

共起ネットワークは、自由記述に用いられた語の関連を示すもので、共起関係にある語が線で結ばれ、線が濃いほどその関係が強いことを表す。また、語の出現回数が多いほど、その語のバブルは大きくなる。

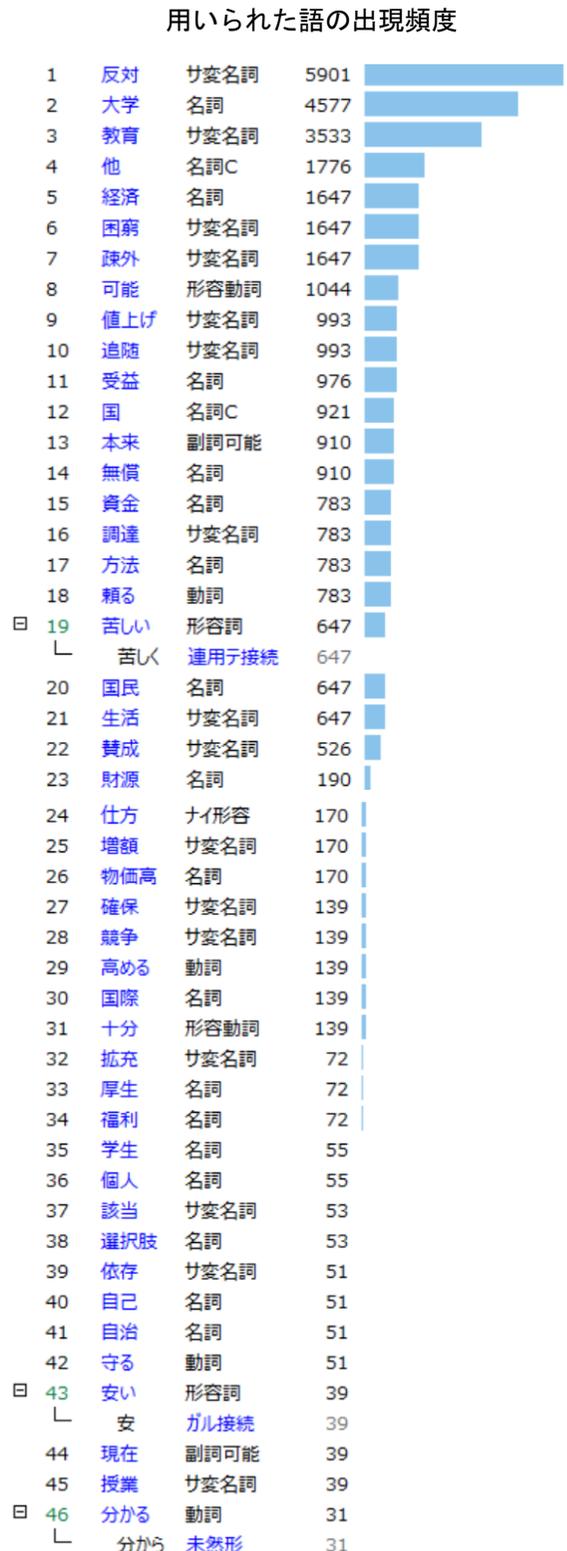
対応分析は、選択回答の設問の回答と自由記述回答における語の関連を示すもので、まず、出現パターンに特に特徴がない語が原点付近に示される。また、例えば原点から見て「総長対話に期待している」の方向にプロットされている語、それも原点から離れていると語ほど、「総長対話に期待している」という回答との関連が強い語であると解釈される。

2.2 学費値上げへの賛否の理由について

回答に用いられた語の出現頻度は、図 22 の通りである。最も多く出現したのは「反対」の語で、現在の学生の世論を反映しているといえよう。その他にも「反対」の理由と思われる語が多数上位に入っている。これらの語の関連については、以下の共起ネットワークを見ていただきたい。

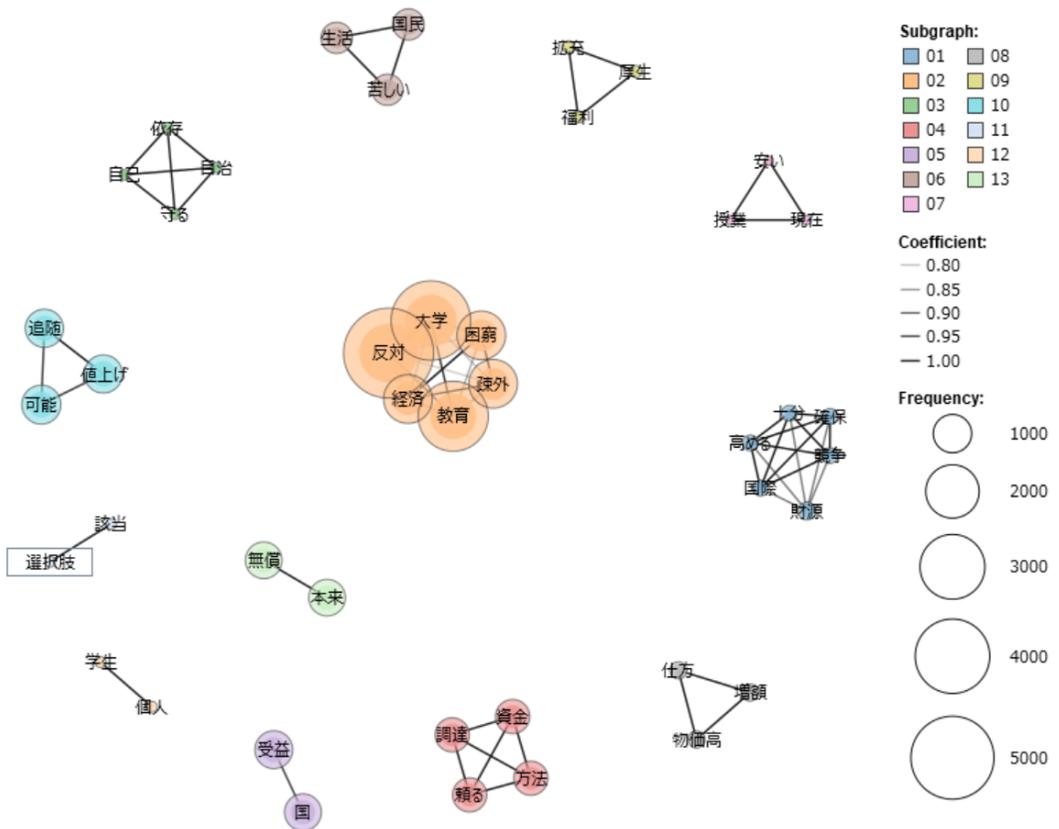
共起ネットワークは図 23 の通りである。解釈は図を見ていただければ一目瞭然であるが、「経済」的に「困窮」する層を「疎外」することや、「国民」の「生活」が「苦しい」こと、東大の「値上げ」により他大学が「追随」することが「可能」であること、「本来」であれば高等教育は「無償」であるべきこと

図 22 学費値上げへの賛否の理由の回答に



などを読み取ることができる。一方、数としては少ないものの、「物価高」であることから授業料の「増額」は「仕方」ないと意見も見られる。

図 23 学費値上げへの賛否の理由の回答に用いられた語の共起ネットワーク



2.3 学費減免措置の拡充への賛否の理由について

回答に用いられた語の出現頻度は、図 24 の通りである。理由を表すと思われる語の中で最も多く出現したのは「経済」で、その他に「必要」「困窮」「負担」などの語が続いている。

共起ネットワークは図 23 の通りである。「進学」を「諦める」「理由」や、「生活」が「苦しい」といった語の結びつきを見ることができる。

図 24 学費減免措置の拡充への賛否の理由の回答に用いられた語の出現頻度

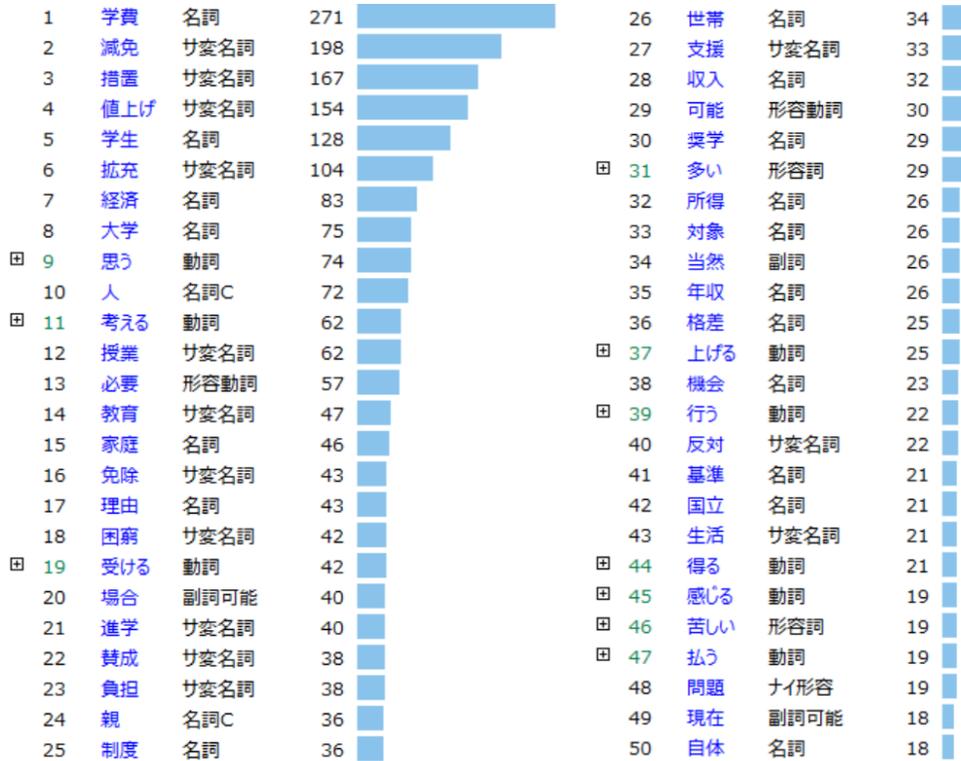
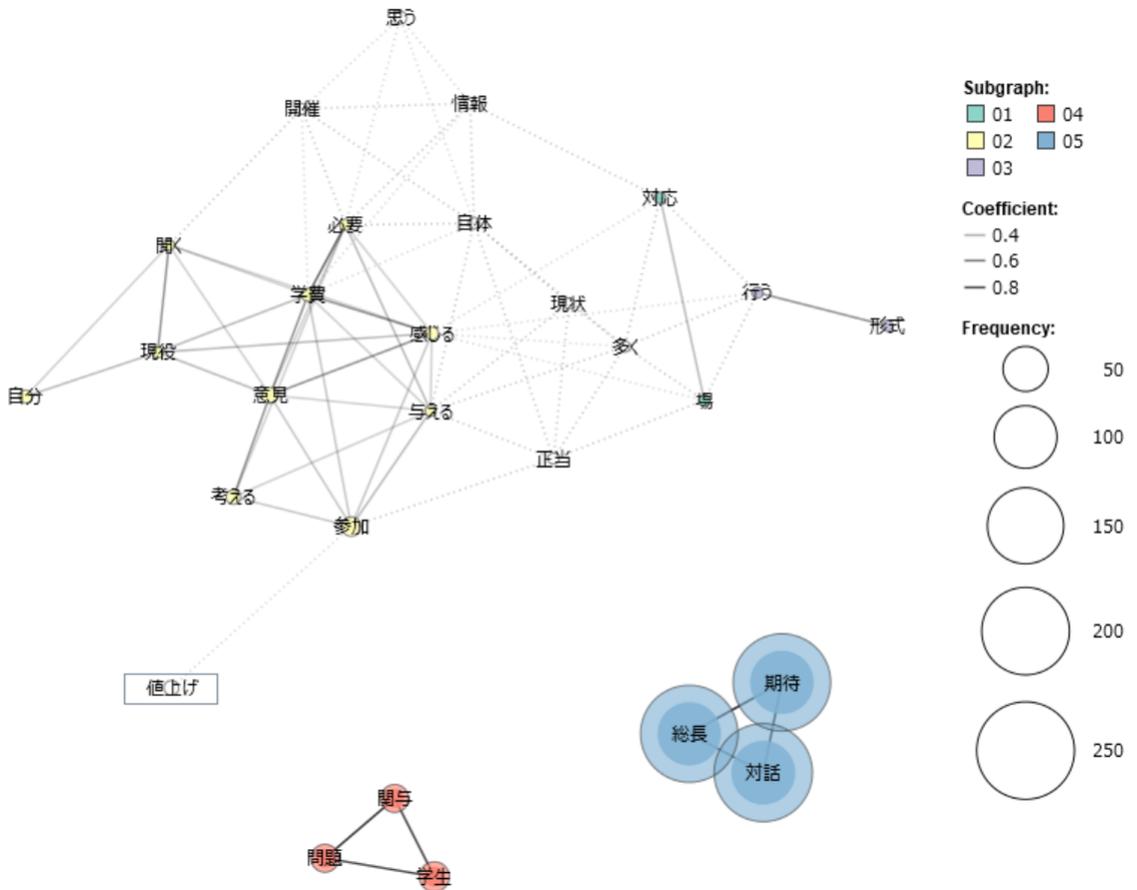


図 26 総長対話に参加したくない理由の回答に用いられた語の出現頻度

1	忙しい	形容詞	463	26	多く	副詞可能	2		
2	対話	サ変名詞	253	27	対応	サ変名詞	2		
3	期待	サ変名詞	249	28	必要	形容動詞	2		
4	総長	名詞	248	29	聞く	動詞	2		
5	關心	名詞	140	30	余裕	名詞	2		
6	学生	名詞	21	31	与える	動詞	2		
7	関与	サ変名詞	18	32	Webinar	未知語	1		
8	問題	ナイ形容	18	33	Zoom	未知語	1		
9	参加	サ変名詞	8	34	ごめんなさい	感動詞	1		
10	意見	サ変名詞	5	35	その	感動詞	1		
日	11	考える	動詞	4	36	イベント	名詞	1	
		考える	連用形	3	37	オンライン	名詞	1	
		考える	基本形	1	38	コスト	名詞	1	
12	値上げ	サ変名詞	4	39	ストレス	名詞	1		
13	学費	名詞	3	40	パフォーマンス	名詞	1		
日	14	感じる	動詞	3	41	プロパガンダ	名詞	1	
		感じる	連用形	2	42	ボイコット	サ変名詞	1	
		感じる	基本形	1	43	意義	名詞	1	
日	15	思う	動詞	3	44	一つ	名詞	1	
		思う	基本形	1	日	45	引き出せる	動詞	1
		思わ	未然形	1			引き出せ	未然形	1
		思っ	連用夕接続	1	46	影響	サ変名詞	1	
16	自分	名詞	3	47	閲覧	サ変名詞	1		
17	開催	サ変名詞	2	48	遠い	形容詞	1		
18	形式	名詞	2	49	何ら	副詞	1		
19	現状	名詞	2	50	可能	形容動詞	1		
20	現役	名詞	2						
日	21	行う	動詞	2					
		行う	基本形	1					
		行わ	未然形	1					
22	自体	名詞	2						
23	場	名詞C	2						
24	情報	名詞	2						
25	正当	形容動詞	2						

図 27 総長対話に参加したくない理由の回答に用いられた語の共起ネットワーク



2.5 「その他の意見など」について

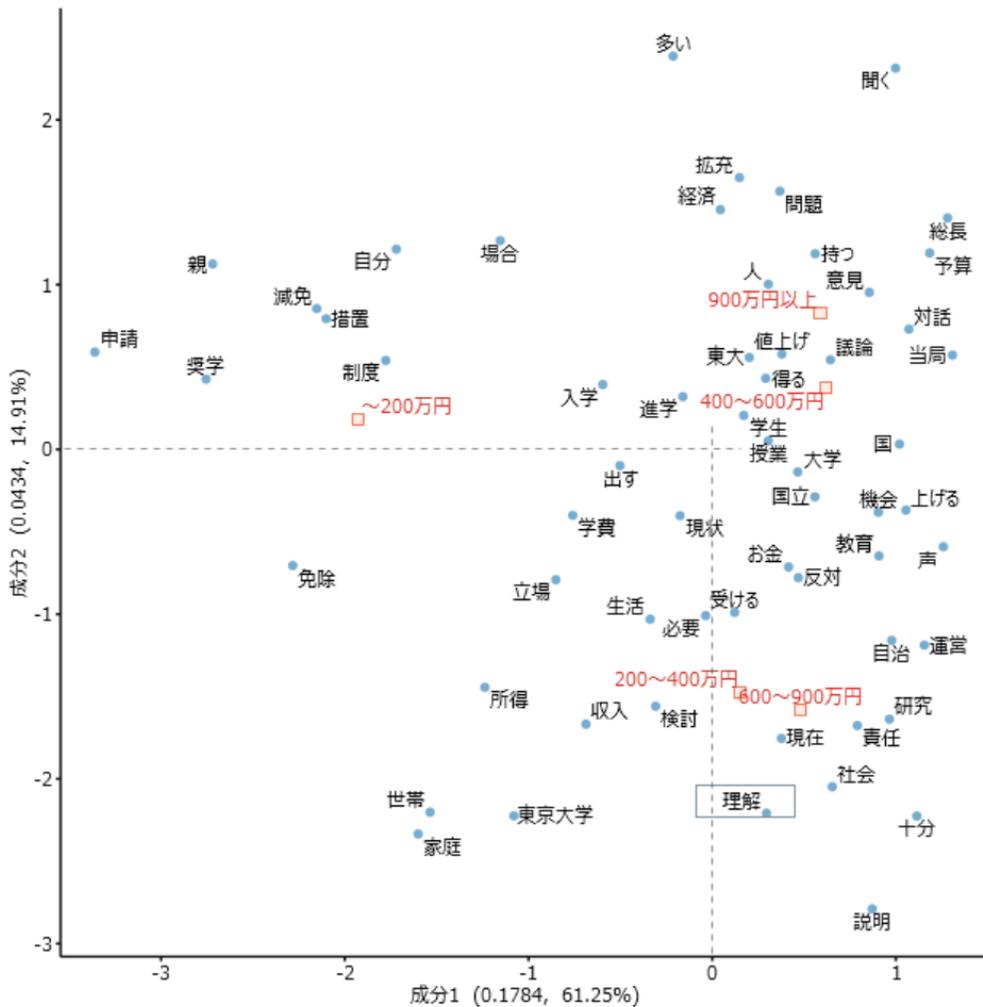
共起ネットワークを見て解釈を与えることが困難であったことから、対応分析を用いて回答の傾向を明らかにする。

図 28 では、世帯年収を 5 階級に分類し、それぞれのカテゴリと関連する語の結びつきを示している。なお、世帯年収の階級区分については、総務省統計局（2024）および厚生労働省（2005）の区分をそのまま用いた。図 2 によると、200 万円未満のカテゴリと 200 万円以上の 4 つのカテゴリの差が明白である。200 万円未満のカテゴリでは、「措置」「制度」「減免」「奨学」「申請」といった、学費減免措置についての具体的な語との関連が強い。一方、200 万円以上の 4 つのカテゴリでは、「社会」「説明」「責任」「自治」「機会」「対話」「聞く」などの抽象度の高く規模の大きい語との関連が強い。ここから、年収が特に低い世帯の学生は学費の値上げによる現実的な問題に直面していること、年収が一定程度以上ある世帯の学生は必ず

しも経済的困難に直面することはないものの、困難に直面する他者と公正な手続きのために声を上げていることが推測される。

図 29 の総長対話の期待度との関連においては、「期待していない」という回答と関連が強い語として、「聞く」「求める」「責任」が挙げられる。「責任」については、「説明（する）責任」という形での用いられ方が多い。総長が学生の手を「聞く」こと、学生への「説明責任」を果たすことが「求めら」れているのではないかと推察される。

図 28 世帯収入と「その他の意見など」の回答に用いられた語の関連の対応分析



「授業料値上げに関する駒場決議」案

東京大学教養学部学生自治会 理事会 提出

【主文】

自治委員会は、以下のとおり「授業料値上げに関する駒場決議」を採択する。

授業料値上げに関する駒場決議

- 1 今回の授業料値上げ検討の取止めを求める。
- 2 学生に大きく関わる決定に携わることは学生の権利であることを確認する。
- 3 「総長対話」を総長と学生とが対等に交渉できる場とするよう求める。
- 4 学生側との継続的な交渉に応じるよう総長に求める。

理由 5月15日の報道以降問題となっている東京大学本部による授業料値上げの検討については、既に学生から様々な意見表明がなされていますが、大学本部側はこれに対して真摯な対応を見せているとは言えません。6月21日の「総長対話」は学生側の要望にもかかわらず、Zoom Webinar を利用した全面オンラインで開催される方針となり、複数開催も拒否するなど、学生側の意見を反映しようとしているとは到底言い難い状況です。このような状況で、教養学部前期課程生6千人の代表者である自治委員会が学生側の意見を表明することは、大学本部に学生不在の検討を思いとどまらせる上で非常に意義があることだと言えます。これがこの決議案を発議する理由です。

なお、決議は、(1)今回の授業料値上げそのものに対する意見表明、(2)授業料値上げ等の決定過程に対する意見表明、(3)当面の目標、(4)中長期的な交渉の目標、から構成されており、内容の作成に際しては、参考資料として付した「全学一斉アンケート」で表明された学生の皆さまの意見をもとにしました。この決議は、別の議案の可決をもって学生投票に付されるものであるため、可能な限り簡明なものとししました。

趣旨説明 提出の理由は上記に示した通りですが、内容面でのより詳細な説明を趣旨説明として付します。

第1項 値上げそのものに対する意見表明

本会理事会が授業料値上げに反対する理由は以下の三つに集約されます。

- (1)授業料値上げの検討プロセスに本会会員を含む学生が参画できていないこと（→「駒場決議」第2項及び「付帯決議」第1項・第4項）

(2)授業料値上げが本会会員を含む学生の進路選択に不当な影響を与え得ること（→「付帯決議」第2項・第3項）

(3)本会は授業料改定後に入学する将来の会員に対しても責任を持ち、その利益を代弁する必要があること

以下(3)について補足します。現在大学本部は、授業料の値上げは、改定がなされた年度に入学した学生から適用される予定だと説明しています。したがって、私たちの中で大学院に進学する予定のない方は、授業料値上げによる直接的な影響を受けることはありません。しかし、授業料値上げは将来入学する学生に対して大きな影響を与えます。しかも、将来入学する学生は未だ決定していないため、将来世代に対する責任は私たち現在の学生が負っているとと言えるでしょう。なぜなら、大学側は「総長対話」で現在の学生から意見を汲み取ったと将来の学生に対し説明することで、学生一般に対して説明責任を果たしていると主張し、さらに授業料値上げの責任の一端を私たち現在の学生に押し付けることになるからです。したがって、現在声を上げることができる唯一の存在である私たちは、将来の学生のことまでを考慮に入れて、授業料値上げに真摯に向き合っていかなければなりません。自分たちには関係のないことだとして見過ごすことなく、議論に参加できない将来の学生に代わって学生側の意見を伝えていかなければなりません。

したがって、上に掲げた三点から、本会理事会は、教養学部前期課程生全体として今回の授業料値上げ検討を取りやめるよう大学本部に求めていきたいと考えております。

第2項 授業料値上げ等の決定過程に対する意見表明

今回の授業料値上げの検討には、一切と言ってよいほど学生の声 that 反映されておりません。実際に、大学当局が本学を代表する学生と交渉を試みたり、規模感を問わずアンケートを行ったりしたことはありませんでした。「総長対話」に関しても、対面方式や複数回実施が否定された上に「交渉の場」ではないことが明言されたことから、「総長対話」があくまで学生と総長とが互いの心中を打ち明けるだけの見かけ上の「対話」であって、大学側に意見を変える意向はないことが明らかになっていると言えるでしょう。

このような態度は、1960年代の東大闘争の結果、東京大学と各学部学生自治会が交わした「東大確認書」で確認された「全構成員自治」の理念を踏みにじる行為であるとともに、東京大学自らが2003年に制定した「東京大学憲章」にある学生の大学運営参画を認める記述すらも形骸化させるものであると言えます。

本会理事会は、先人の努力によって確立されてきた大学運営のあるべき姿に基づき、学生に大きく関わる決定に携わることは学生の権利であることを改めて確認するとともに、その

構成員たる教養学部前期課程生が、自身に関する重大な決定に当然に参加できるという認識をもって、これを大学、ひいては社会全体に訴えていく必要があると考えております。

第3項 当面の目標

理事会はこれまで総長への質問書・要望書を通じ、「総長対話」を総長と学生とが対等な立場に立って「対話」できる場所とするべく、要望を重ねてきました。これまでの段階で、「総長対話」当日に質問をしたり、総長の応答を受けて再質問をしたりすることは可能であることが分かってきましたが、これでは未だ不十分です。Zoom Webinar での開催は、ホスト権限を有する大学側が「対話」を管理する権限を有していると言えますし、何より参加を希望する全ての学生が参加できない一回限りの開催は、大学側が対等な「対話」をする気がないことを如実に物語っています。

より具体的な今後の目標としては、付帯決議第6項で言及する総長交渉のハイブリッド開催及び複数回開催を念頭に置いています。

第4項 中長期的な交渉の目標

第2項の説明でも述べましたが、1969年の「東大確認書」では、学生自治組織に対して、大学側と交渉する権利が明記されました。そして、現に教養学部学生自治会では年に一度の「学部交渉」が、緑会委員会（法学部）や各種院生協議会では「学部折衝」が学部との間に持たれています。授業料値上げの検討は、一学部のみでの問題ではありません。大学本部は、前例がないことや相手とする学生側の組織がないといった手段論的なことを理由に学生の意見を聞かなくてよいはずがありません。

さらに、2003年の「東京大学憲章」の中には、「学生は、その役割と活動領域に応じて、運営への参画の機会を有する」という記述があります。ここからも、学生が授業料値上げに関する検討に参画できることが読み取れるでしょう。大学本部・総長に対しては、自ら定めた東京大学憲章の精神に則り、学生側との継続的な交渉に応じるよう求めることが必要です。

**「授業料値上げに関する駒場決議」採択に
付帯する自治委員会決議案**

東京大学教養学部学生自治会 理事会 提出

【主文】

自治委員会は、「授業料値上げに関する駒場決議」の採択に際して、以下のとおり付帯決議を採択する。

1. 自治委員会は、今回の授業料値上げの検討にあたって学生の意見を聴くことなく大学本部で策定された案が既定路線化されつつあることを危惧し、既に学生が圧倒的多数の反対を示している以上、今回の授業料値上げの検討は一度白紙に戻すことを要求する。
2. 自治委員会は、授業料値上げは様々な事情で経済的困難にある人を高等教育から疎外するのみならず、大学入学や大学院進学の経済的・心理的障壁を高め個人の選択を不当に歪め得るものであるから、現段階でこれに反対する。
3. 自治委員会は、授業料減免措置の拡充は授業料値上げによって生ずるあらゆる問題を解決するものではないことを確認する。
4. 自治委員会は、学生が自らに大きく関わる決定に携わることは、全構成員自治を認める東大確認書及び学生の大学運営への参画の機会を認める東大憲章からして明白であることを確認する。
5. 自治委員会は、学生はおろか教授会も十分に参画できていない今回の授業料値上げ検討は、大学法人化や国際卓越研究大学への応募などの機会に大学の意思決定の中央集権化が進んだことの帰結であると認め、これに深い懸念を表明する。
6. 自治委員会は、「総長対話」に際して、情報の事前共有、学生による質問の機会の確保を十分に行うほか、特にハイブリッド形式で複数回開催することによって、これを総長と学生とが対等な立場に立って交渉できる場とすることを要求する。
7. 自治委員会は、大学本部に対して、本会をはじめとした学部や研究科などの学生を代表する学生自治組織を交渉主体として認め、その代表団との徹底的な議論を継続的に行うことを要求する。
8. 自治委員会は、本学の全ての学生に対してこの決議の趣旨に賛同することを呼びかけるとともに、本学の全ての教職員に対して学生と連携することを要望する。

理由 「授業料値上げに関する駒場決議」は学生投票にかけることを想定しているため、簡素にならざるを得なくなっています。そこで、自治委員会として授業料値上げに関して詳細な意思表示をするために、付帯決議の形で決議を採択する必要があります。これが、この決議案を発議する理由です。

なお、決議の内容は、(1)今回の授業料値上げ検討に対する意見表明、(2)授業料値上げそのものについての意見表明、(3)授業料減免措置についての意見表明、(4)授業料値上げ決定過程への学生の参画についての意見表明、(5)不適切な検討過程の原因についての意見表明、(6)「総長対話」についての詳細な意見表明、(7)今後の大学本部との交渉についての意見表明、(8)本学の学生、教職員への呼びかけ、から構成されています。

趣旨説明 付帯決議の大枠の説明は、「駒場決議」の趣旨説明をもってこれに代えさせていただきますので、以下の説明は付帯決議独自の事項や文言を中心に詳細な説明を行うこととします。

(1)今回の授業料値上げ検討に対する意見表明

2024年5月15日に報道された授業料値上げの検討は、それまで学生の意見を聴く機会を一切設けることなく大学本部の中でのみなされていました。また、正確に確認された情報ではありませんが、既に来年度以降の予算は値上げ後の授業料額で検討されている上、5月中旬の科所長会議（学部長・研究科長などによって構成される会議）においても大学本部から一方的に「報告」されたものだったということです。

このような事情に加えて、総長自身、学生の納得するまで複数回に渡って「対話」を行うつもりはないと言明したとおり、授業料値上げは既定路線化されつつあると言えるでしょう。

本項はこの事態についての危惧を表明するものであると同時に、全学一斉アンケートの結果より、全学及び前期課程生の9割が反対（「反対」または「どちらかといえば反対」）の意を示していることを踏まえ、今回の授業料値上げの検討案の白紙撤回を本部に対し要求するものです。

(2)授業料値上げそのものについての意見表明

全学一斉アンケートを実施した結果、最も大きかった反対の理由は、「授業料値上げが経済的困窮者を高等教育から疎外する」というものでした。この意見の中で示されている場面は、大きく分けて二つあると考えられます。第一は、貧困世帯などにおいて、授業料が出せないことによって大学に進学するという選択肢がなくなってしまう場面です。現在は高価な私立大学に進学するだけのお金はなかったとしても授業料が安価な国公立大学に進学すると

いう選択肢が存在しています。しかし、その国公立大学も授業料が値上がりしたのでは、貧困世帯の子どもが高等教育への進学を諦める可能性が高くなることが考えられます。

第二は、大学院進学の場合です。「大学までは授業料を出してもいいが、大学院の授業料は自費で賄うべきだ」と考える人は多く、本会が実施した全学一斉アンケートでは、修士課程以降になると授業料の出捐元として「自己の出費」を選択した学生が大幅に増加しています。このような自ら授業料を出捐する必要がある層にとっては、授業料の値上げは大学院に進学するか否かの決定に致命的な影響を及ぼすでしょう。

本項は、上記の理由より、授業料値上げに反対するものです。しかし、超インフレの発生の場合や、総長から誰もが納得する合理的な理由が示された場合などに賛成に転じる余地を留保し、「現段階で」反対することを表明しています。

(3)授業料減免措置についての意見表明

大学側は、これまでのところ、授業料値上げの代わりに収入などに応じた学費減免措置の拡充を掲げてきました。しかし、学費減免措置の拡充は、以下の点から、授業料値上げの代替となるとは言えません。

第一に、授業料減免措置そのものに関する問題です。現在の申請方法では、授業料減免の可否は大学入学後暫くしないと明らかにならないため、高校時代に進路を選ぶ際の経済的心理的障壁の上昇を緩和するものではありません。そもそも進路選択の際には限られた情報にしかアクセスしませんから、授業料減免措置があることすら知らずに大学進学を諦める高校生もいるでしょう。また、仮に減免措置の対象になっていたとしても、対象学生は煩雑な申請手続きに追われることとなり、こうした手続きによって学習の機会を不当に損なわれる可能性があることも想像に難くありません。

第二に、授業料減免措置の適用に関する問題です。いくら減免措置を拡充したとしても、収入が僅かに基準を超過してしまったことによって措置の対象から外れる学生も一定数存在します。そのような学生が被る不利益は、おおもとの授業料が増えれば増えるほど、大きなものとなります。確かに、収入に比例した授業料の漸増措置を採ることも可能ですが、技術的問題からすぐに導入できるとは限りません。また、親の収入は確かにありますが、家庭の事情が原因で授業料を自費で支払っている学生の存在も忘れてはなりません。特に修士課程・博士課程でそのような学生が多いことは既に述べたとおりであり、このような学生に対しては学費減免措置が適用されることはありません。

本項は、授業料減免措置の拡充は、授業料値上げによって生ずるあらゆる問題を解決する万能の治癒薬ではないことを確認するものです。

(4)授業料値上げ決定過程への学生の参画についての意見表明

詳細は「駒場決議」第2項の趣旨説明をご覧ください。

参考1：東大確認書（抜粋）

九 学生・院生の自治活動の自由について

1. 大学当局は、各学部の学生自治会組織と東京大学学生自治会中央委員会、各系の院生自治組織と東京大学全学大学院生協議会を公認する方針をとる。
2. 大学当局は、右の自治組織の団交権（大衆団交を含む）を認める方向で、その交渉要求に誠意をもって応じる。ただし、その内容・形態については今後話し合うものとする。

参考2：東京大学憲章（抜粋）

II. 組織

（基本理念としての大学の自治）

東京大学は、大学の自治が、いかなる利害からも自由に知の創造と発展を通じて広く人類社会へ貢献するため、国民からとくに付託されたものであることを自覚し、不断の自己点検に努めるとともに、付託に伴う責務を自律的に果たす。

（総長の統括と責務）

東京大学は、総長の統括と責任の下に、教育・研究および経営の両面にわたって構成員の円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、効果的かつ機動的な運営を目指す。東京大学は、広く社会の多様な意見をその運営に反映させるよう努める。

（大学の構成員の責務）

東京大学を構成する教職員および学生は、その役割と活動領域に応じて、運営への参画の機会を有するとともに、それぞれの責任を自覚し、東京大学の目標の達成に努める。

（基本組織の自治と責務）

東京大学の学部、研究科、附置研究所等は、自律的運営の基本組織として大学全体の運営に対する参画の機会を公平に有するとともに、全学の教育・研究体制の発展を目的とする根本的自己変革の可能性を含め、総合大学としての視野に立った大学運営に積極的に参与する責務を負う。

(5)不適当な検討過程の原因についての意見表明

今回の値上げ検討については、学生への周知が全くなかったのみならず、教授の中にも大学本部が検討している案について詳しく知らない方がいます。理事会は、この背景に2004年の大学法人化と2022年の国際卓越研究大学への応募を指摘し、これに対して批判的な見解を述べる必要があると考えています。

2004年の大学法人化と、2022年に行われた東大の国際卓越研究大学への応募は、大学の意思決定に大きな影響を与えたと言えます。大学法人化を機に国立大学はより効率的な経営

と成果を求められるようになり、教授会を中心とした合議に基づく従来の大学の管理運営体制は、大きな変容を迫られました。学長の権限拡張と学外の有識者を取り入れた学長を中心とした合議体の新設がその最たる例です。こうした法人化によるトップダウン型の経営方針は、近年の国際卓越研究大学制度の影響下で加速されています。この制度では、「世界に伍する」ことを目指した全学規模での抜本的な改革を可能とする学長の強力なリーダーシップが強調されているところ、東京大学は2022年に引き続き2度目の応募を見据えています。こうした背景により、国際卓越研究大学への応募に向けた、ガバナンス強化という名の大学本部・学長の権限拡張が進められているのです。

一連の改革の中では、トップダウン型の意味決定プロセスの必要性が主張されましたが、これは確かに効率性と迅速な決定を重視する現代の経営理念と一致しているものの、大学の伝統的な価値観とは相容れないものです。すなわち、大学の方針決定からは学生だけではなく教授会も疎外され、東大確認書以来の東大の伝統である「全構成員自治」のみならず、そこで批判された従来の大学のあり方である「教授会の自治」までもが否定されたと言えるでしょう。学問の独立性を守るために、大学のことは大学の構成員で決定すべきだという大原則が崩壊しつつあるのです。

東京大学憲章を改めて参照すると、「東京大学を構成する教職員および学生は、その役割と活動領域に応じて、運営への参画の機会を有するとともに、それぞれの責任を自覚し、東京大学の目標の達成に努める。」や「東京大学の学部、研究科、附置研究所等は、自律的運営の基本組織として大学全体の運営に対する参画の機会を公平に有するとともに、全学の教育・研究体制の発展を目的とする根本的自己変革の可能性を含め、総合大学としての視野に立った大学運営に積極的に参与する責務を負う。」ことが高らかに掲げられています。現に進行している事態は、大学が自ら定めた規定さえも形骸化しているものであると言うことができます。

本項は大学の経営改革のあり方に疑問を投げかけるとともに、上記の学生の自治、ひいては教授会の自治の形骸化の結果として結論付けられるところである大学の意思決定の集権化について深い懸念を表明するものです。

(6) 「総長対話」についての詳細な意見表明

大枠は「駒場決議」第3項の説明を参照していただくほか、この項では「総長対話」に対する詳細な目標について述べます。決議本文においては、「総長対話」を「駒場決議」に掲げた「総長と学生が対等な立場に立って交渉する場」とするための手段を列挙しています。

まず、情報の事前共有については、大学本部で検討されている現在の案や、大学の経営の状況について、事前の情報共有の重要性を説きます。情報は力であり、情報に非対称性がある限り、対等な立場での「対話」を行うことは不可能です。総長は、真に「対話」を実現し

たいのであれば、あらゆる関連情報を学生と事前に共有し、事前に学生が考え議論する機会を確保しなければなりません。

次に、学生による質問の機会の十分な確保が必要です。学生の短い質問に対して総長が長々と同じような回答をして時間切れをはかるような姑息な手段を用いてはなりません。この点、総長は「総長対話」のうち80分を質疑応答の時間にあて、学生による再質問も認めるとしているため、一定の評価ができるようです。

最後に、最も重要な要求として、「総長対話」のハイブリッド開催と複数開催があります。Zoom Webinar といったホスト権限が強い道具を使い、学生が互いに連携して質疑応答を行うことを妨げようとするのは、学生と総長が虚心坦懐に話し合う場を自ら放棄しているようなものです。さらに、理事会からの複数回開催を求める要望に対して、総長は明確に拒絶の意思を明らかにしました。6月21日（金）19:00～という日時設定は、授業と被らないという点では確かに評価ができるものの、一方的に金曜日の夜を指定し、「総長対話に行きたいが予定が入っている」という人のことを何ら慮っていません。一人でも多くの学生と「対話」する気があるのなら、複数回根気強く「総長対話」を行うべきでしょう。

本項は、学生と総長が対等な立場で学費値上げ問題について論じることのできる環境を整えた上で、真の「総長対話」が開催されることを求めるものです。

(7) 今後の大学本部との交渉についての意見表明

学生自治会や院生協議会といった自治組織は、その母体となる集団を代表して構成員の声を代弁する存在です。授業料値上げ問題はあらゆる学部・研究科に関わるものであるため、各学部・研究科学生からなる代表団は本学学生を代表する立場にあります。

このような代表による交渉方式を提案する理由としては、主として以下の4点があります。第一に、学生の総意を大学本部に届けられる点です。「総長対話」のように、ランダムに学生を指名して意見を言わせる場合、全員に発言の機会が付与されない限り、標本抽出バイアスによって、学生全体の意見とそこで発言した学生の意見が異なる場合があります。例えば、全体ではある事象についての賛否が9：1であるところ、指名した場合は5：5になる可能性もあります。さらに、大学側の指名が偏っていることも考えられますし、発言の「多様性」を重んじるあまり、多数派の意見が過小評価される可能性もあります。これに対して、自治会などの代表による交渉の場合は、学生全員の意見を踏まえた上で学生の代表者が議論した結果を代表団が大学本部に伝えることとなります。議論の過程であらゆる学生の意見を踏まえることができますし、ここでは多数決の原則が適用されることとなります。すなわち、多数派の意見が過小評価されるおそれもなく、また、個人だと発言の機会が用意されない少数派の意見にもまんべんなく触れながら大学本部に意見を伝えることができます。

第二に、自治会のような代表組織は、教養学部自治会であれば自治委員会のような、学生によって選出された代表による「熟慮」機関が存在しています。この「熟慮」を経た学生側の意見を伝えることができるという点で、学生各個人とやり取りをするよりも、代表による交渉は優れていると言えます。

第三に、一個人と総長の間には、情報の非対称性もありますし、何よりより権威権力がある人と一人間として向き合うとき、学生は弱気にならざるを得ません。学生が団結して代表を選び、代表団が交渉にあたってこそ、このような学生の構造的弱さを克服することができます。

第四に、代表者との交渉は、大学本部側のコスト削減にも繋がります。仮に代表団ではなく、学生各個人と交渉することを選ぶ場合、全ての学生が納得するまで大学側の説明責任が果たされることはありません。また、学生一人ひとりに対して同じ説明を繰り返すことも必要です。学生の代表者との交渉の場合、大学側はその者にのみ説明すれば説明責任を果たしたことになります、かつ、その代表者が自治組織の「熟慮」機関において説明を行い、そこで多数決によって納得を得れば、学生の賛成を取り付けたということができるでしょう。代表者による交渉は、学生側と大学側の取引費用の削減につながるのです。

本項は上記の理由により、大学当局に対して本会をはじめとした各種の学生自治組織との徹底的かつ継続的議論を行うことを求めるものであります。

(8) 本学の学生、教職員への呼びかけ

学生や教職員は大学本部や学部当局に従属する存在ではなく、それぞれが自治権をもった大学の構成主体です。授業料の値上げは直接・間接の別を問わず全ての属性の構成員に影響するものであり、今回大学が学生の意見を無視して検討を進めたことは大学本部によるトップダウン型意思決定プロセスの軽視を如実に示すものであり、看過できるものではありません。授業料値上げによって自らが利益を得るという方もいるかと思いますが、しかし、そのような皆さんこそ、その利益の裏にある学生の損害に思いをいたし、利益と損害をどのようにバランスを採るべきか考えるべき主体でなければなりません。

本項は大学に対して構成員による自治の重要性を自覚させるために、教養学部前期課程生のみならず本学の全学生による決議への賛同及び本学の全ての教職員に対して学生と連携することを求めるものであります。

「授業料値上げに関する駒場決議」採択に付帯する自治委員会決議案	「授業料値上げに関する駒場決議」案
(1)今回の授業料値上げ検討に対する意見表明	(1)今回の授業料値上げそのものに対する意見表明
(2)授業料値上げそのものについての意見表明	
(3)授業料減免措置についての意見表明	
(4)授業料値上げ決定過程への学生の参画についての意見表明	(2)授業料値上げ等の決定過程に対する意見表明
(5)不適切な検討過程の原因についての意見表明	
(6)「総長対話」についての詳細な意見表明	(3)当面の目標
(7)今後の大学本部との交渉についての意見表明	(4)中長期的な目標
(8)本学の学生、教職員への呼びかけ	—

東大の未来を考える（抜粋）

東京大学新聞社編集部

東大は5月16日、授業料改定の検討を発表した。年間の授業料を現行の53万円程度から最大で2割増の64万円程度に引き上げるという。東京大学新聞社が独自に開設した意見投稿フォームには、議論が不十分だという批判や他大学への授業料値上げの動きの波及を不安視する声が集まった一方、東大をはじめとする国立大学全体の財政難や東大生の現在・将来の世帯収入の高さに鑑みてやむなしとの意見も寄せられた。

授業料値上げは高等教育の在り方を含め東大の未来に大きく関わっている。2004年の法人化からの20年の文脈で学費問題をどのように考えられるのだろうか。今回の値上げに関連する経緯や現在の東大の財政事情、過去の授業料値上げの事例などをまとめた。

（執筆・岡拓杜、佐々ひなた）

東大 授業料改訂の検討明らかに

五月祭を週末に控えた5月15日の夕方、東大で授業料引き上げが検討されていることが一部メディアによって初めて明らかになった。この報道を受け16日には、東京大学教養学部学生自治会（自治会）が、情報公開と学生の議論への参画を求める要望書を教養学部長宛てに提出。それとは別に一部学生によって「五月祭学費値上げ阻止緊急アクション」（現「学費値上げ反対緊急アクション」、緊急アクション）がX上で組織されるなど、学生有志の動きも見られた。

東大が授業料値上げ検討の事実を公式に認めたのは16日の午後8時半ごろ。教育・学生支援部が学務システム上で報道に関するお知らせを掲示する形で、授業料値上げについて「現在検討中であり、現段階で決まったものとしてお知らせできることは」ないと公表した。併せて検討の大枠と「総長対話」の開催などを明らかにした。

自治会は17日、学内の各自治団体に向けて協調

を求める声明を発出。①学生の意見の集約②大学に対する学生の検討プロセス参画の要求③総長との交渉に向けた連携—を呼び掛けた。また授業料値上げに関し、学生の意向を調査するための「全学一斉アンケート」を計画、18日にはその準備として選択肢設定に当たり参考とするための事前調査を開始した。

19日には五月祭中の本郷キャンパスでは緊急アクションによる授業料値上げに反対するデモが起こった。デモは約1時間続き、周囲の人々に対して、署名への協力や掛け声などを呼び掛けた。第1週は自治会と有志による個別の動きが目立った。

学生の意見集約の動きが本格化

21日、自治会は「総長対話」の開催形式について要望書を提出した。総長に対し①駒場と本郷での対面開催とオンライン会場の併設②徹底的な討議③学部交渉（教養学部と自治会の間で年に1回行われる直接交渉）形式での実施④学生の理解を得られるまで複数回の開催—の4点を求めた。

総長への要望書と併せて自治会は全学生宛ての声明を发出。授業料値上げに関する運動の一本化と拡大をうたって「総長対話」に向けた自治会への連携、実施予定の全学一斉アンケートへの回答を呼び掛けた。自らの学部・大学院研究科を代表する自治団体が存在しない学生には「総長対話」で学生代表による質問機会が確保された場合に備え、各学部・大学院研究科を代表する組織の新設・再建を求めた。

23日には自治会が提出した要望書に対し、教養学部・総長からそれぞれ返答があった。教養学部は自治会からの要望に応え、学部として速やかな情報公開や学生への説明を大学本部に求めていくと回答。一方、総長は自治会からの要望を否定し「総長対話」の形式について、6月21日午後7時から1時間半程度、Zoom ウェビナー上で行うことを発表した。(表)

自治会以外にも学生の意見を集約しようとする動きが見られた。活動中の自治団体が存在しなかった文学部・人文社会研究科で、学生の意見を表明・集約すること

を目的とした「学費値上げ反対アクション:文学部連絡会」(連絡会)が発足したことがその一例だ。メンバーは約30名(25日現在)で、増加傾向にあるという。連絡会は5月23日、さまざまな学部・研究科の自治団体との間で会合を実施、東大の授業料値上げについての全学的な集会を共催することで一致した。6月6日に予定される集会に向け、連絡会は学友会学生理事会をはじめとする各自治団体に、同集会の開催に賛同する旨への署名を要請。全学集会で授業料値上げに関する学生決議を採択し、大学本部・各学部へ提出するための布石と

日付		授業料引き上げに関連する動き
5月	14	科所長会議
	15	一部メディアによる最初の報道(夕方)
		五月祭学費値上げ阻止緊急アクション発足(23時ごろ)
	16	自治会が教養学部に要望書を提出(→23日返答)
		UTAS上で学部が値上げ検討を発表(20時半ごろ)
	17	自治会が各自治団体に協力要請
	18	五月祭始まる 自治会が事前アンケート
	19	五月祭中にデモ
	21	自治会、総長宛てに「総長対話」に関する要望書(→23日返答)・全学生宛てに運動の一本化呼びかけ声明を发出
	23	総長・教養学部長が自治会の要望書に返答
		文学部連絡会による会合
	27	自治会、「総長対話」についての質問・要望書を提出(→31日返答)
	28	緊急アクションによる安田講堂前スタンディング(～31日)
自治会が全学一斉アンケート(～27日)		
自治会による学部交渉局公開会議		
30	理事会会議(自治会)	
31	本郷に「総長対話」を風刺する立て看板	
6月	4	科所長会議
	6	文学部連絡会による学生集会
	10	自治委員会第2回会議
	18	教育研究評議会
	21	「総長対話」、経営協議会
	27	役員会

して自治団体との協力を模索している。取材に対しては今後の活動予定については未定としつつも、全国の大学生を対象とする、大学の学費問題に関する集会を検討中だとした。問題を思想的・人文的に考えるイベント開催も見据えている。

学生の意見表明の機運高まる

五月祭でのデモを組織した学生有志らは、27日からの5日間、安田講堂前で抗議集会を開いた。午後0時半からの30分間に加え、30日からは午後6時45分からの30分間、参加者によるスピーチと

	自治会の要望・質問	藤井輝夫総長の回答
21日の要望書	大講堂での対面実施	参加者の数に関わらず多くの学生が参加しやすいZoomウェビナーはメリットが多く、対面開催である必要はないと考えている。
	徹底的な討議の場とする	「総長対話」はテーマに沿った総長と学生の対話の場。議論ではなく、学生と対話を通じて多様な意見を理解し合うことが目的。
	学生自治団体からの代表質問を認め、学生からの質問・発言の機会も設ける	「総長対話」は対話の場であり、交渉の場ではない。通常の総長対話と同様の開催形態を予定。
	学生の理解を得られるまで複数回行う	交渉の場ではないので、理解を得られるまでの複数回の実施は想定していない。
27日の質問・要望書	時間配分（計90分）	現在計画中。総長からの説明10分程度、残り時間を意見交換・質疑応答に充てる。
	当日に質問・意見を受け付けるか	受け付ける予定。
	質問・意見を受け付ける方法	挙手をしてもらう。必要に応じて再質問可能だが、なるべく多くの学生と対話をしたい。
	自治会などによる代表質問	他の学生にとっても総長と対話できる貴重な機会であるため、自治会からの質問を優先的に取り上げることは考えていない。

（表）自治会からの質問・要望に対する総長の返答（自治会の公開資料を基に東京大学新聞社が独自に作成）

講堂に向けて「学費を上げるな」といったコールを行った。これとは別に31日には、法文2号館横に総長対話の開催形式を風刺する立て看板が設置されるという出来事も。本郷キャンパスでの立て看板の設置は制限されているため、学生支援課の職員が視察し、設置した学生らとの間で話し合いになったが、学生の座り込みにより6月1日現在まで、強制撤去には至っていない。

有志による意見表明とは別に、27日から29日までの3日間、自治会は東大の全学生を対象とした「授業料値上げに関する全学一斉アンケート」で全学的な学生の意見の把握を試みた。自治会との連携を求める17日の声明に応じた五つの自治団体と連名で調査し、自治会の発表によれば2297人（前期課程生1152人、後期課程生795人、その他学生350人）の回答を得たという。うち9割程度の学生が授業料値上げに対し「反対」または「どちらかといえば反対」と答えた。

28日には、自治会で学費問題を所管する学部交渉局の部局会議が公開で行われ、今後の方針や連

絡会との関係について一般の学生が意見した。同会議では、駒場Iキャンパス内で自治団体を持たない後期課程生や大学院生のための代表組織「授業料値上げ問題 駒場プロジェクト」が自治会を中心に立ち上げられることになった。

同会議での審議を踏まえ、自治会の執行部を統括する理事会は30日の会議で授業料値上げ検討の取りやめなどを求める「駒場決議」を採択。自治会が今回の授業料値上げそのものに対する意見表明をしたのはこれが初めてだった。併せて連絡会を交渉の主体として認め、適切な支援を行うことが決定された。自治会は連絡会主催の全学集会を、駒場会場の設置されることを条件に後援する予定だ。理事会で採択された「駒場決議」は10日の自治委員会においても審議される見込み。

科所長会議・教授会で報告

ここまで学生の動きを中心に今回の授業料値上げの経緯を追ってきた。では、大学側はどのような検討を進めてきたのだろうか。一部関係者による

と、東大からの正式な発表がされる5月16日の2日前にあたる14日に開かれた科所長会議（研究科長・学部長・研究所長合同会議）で、学部・大学院（法科大学院を除く）での年間授業料を現行の約53万円から2割ほど値上げした64万円程度に引き上げる素案が議論されていたという。

5月14日の科所長会議の後、各学部・研究科で教授会が開かれ、学部長（一般に研究科長を兼ねる）から授業料値上げ案に関する説明があったことが複数の関係者への取材で明らかになった。教員に対して資料が配布されることはなく、教員であっても得られる情報が少ないようだ。教授会では議論が拙速だと批判もあったとの話もある。一部関係者は6月4日に行われる予定の科所長会議で、これまでの教授会の議論を踏まえ、各学部の意見が集約されるのではないかと見込んでいる。一方、7月に授業料改定に関する記者会見を開くスケジュール案が提示されたとの情報もあり、値上げが既定路線化している可能性もありそうだ。

「総長対話」の3日前にあたる6月18日には、総長や理事、副学長などが学内の情勢について考える教育研究評議会の開催が予定される。また「総長対話」が開かれる6月21日には、総長や理事が学内経営について扱う経営協議会が、6月27日には役員会が開かれると見られ、今後の対応がそれらの会議で明確化されると見られる。

これまで東京大学新聞社が独自に関係者へ取材を行ったところ、①20年間の授業料据え置き②物価・人件費の高騰—の2点が授業料値上げの理由として挙げられていることが分かった。授業料値上げに伴う増収分は学内のDX（デジタルトランスフォーメーション）に充てられるという。また授業料全額免除の家計基準について、現行の世帯収入400万円以下から600万円以下まで緩和する案が出ていたことが複数の関係者より示唆された。

（続きは6月11日発行『東京大学新聞』『進学特集号』をご覧ください）

編集部より 『東京大学新聞』は1920年に創刊された、東大の学生が編集を行う月刊の新聞です。自治会や東大当局を含むいづれの団体・機関にも属さず、中立の立場から東大に関する情報を日々発信しています。この記事は6月11日発行の『東京大学新聞』『進学特集号』に掲載予定の記事を自治会からの依頼を受けて冊子「学費問題を考える」用に抜粋したものです。リード文にあるように実際の紙面では、東大の財政事情や過去の授業料値上げの事例などを詳細に分析した記事を掲載しております。東大生協書籍部でも販売予定ですので、続きはぜひ手にとってお読みください。

紙面だけでなく「東大新聞オンライン」(<https://www.todaishimbun.org>) や公式X (@UTNP) でも学費に関するニュースを速報しています。



「東大新聞オンライン」



公式X

授業料引き上げに関する意見投稿フォーム

東京大学新聞社は多様なステークホルダーの声を発信し、日本の大学の未来を考える助けになることを願っています。東大内外問わず皆様の意見をお聞かせください。



学費値上げの懸念 — 「授業料免除」の落とし穴

金澤侖（教養学部・4年）

1

東京大学の学費値上げ検討は、東大だけの問題でも国立大学だけの問題でもない。歯止めを今かけなければ、他の大学も追随するだろう。それは、教育格差と経済格差の固定であり、教育機会の均等の崩壊である。国立大学の授業料は、本来受益者である国が責任を持って全額負担すべきであり、一部負担がやむを得ないとしても、存在理由からみて授業料は低廉であるべきだ。

つい最近、こんな事例が身近にあった。2024年3月。貧困家庭のフィリピン国籍の友人が、国立の宇都宮大学当時4年生の時。いきなり親の所得区分が変わったと言われ、再判定を求めたら3年後期から学費を免除しすぎだとして「3週間以内に44万円払わないと除籍」というあり得ない通告を受けた。私からの情報提供で、東京新聞に取り上げていただき、社会的に問題に。国会の場でも、学生の事情を考慮していない大学の対応と、国立大学ごとの授業料に関する学則のバラバラさ、情報発信の不徹底が問題視された。彼女は、日本学生支援機構から奨学金を借りていた。その日本学生支援機構からも「支払いすぎた」として返金26万円、そして大学の貸付金20万円の請求もされて、なんと合計90万円の返金を短期間で求められた。親の所得区分の変更については、日本学生支援機構からなんの判定基準も明かされていない。彼女は、きちんと課税証明書なども提出していた。国籍がフィリピンで、定住者であることを理由に金融機関からの貸付も却下され、追い詰められた彼女は意に沿わない仕事をせざるを得ず、一時は違う国でやり直す覚悟をせざるをした。

彼女は、様々な障壁にぶつかりながら、国立大学に進学し、学業に励み、移民難民への教育支援に力を注いできた。そのような学生は他にも多くいるだろう。東大新聞の報道によれば、「授業料全額免除の家計基準について、現行の世帯収入400万円以下から600万円以下まで引き上げる案が出ている」そうだが、この友人のように「親の所得区分が変わったから免除しすぎた授業料を返せ」と言われない保証がどこにあるのだろうか。このような学生の未来を奪う大学や日本学生支援機構の横暴を是正する前に、学費値上げの検討などあり得ない。

高等教育は、職業選択や所得にも影響を与える重要な分岐点になってしまっている。経済的に厳しいながらも、大学進学を志している学生、自分の人生を必死に生きて、足掻いている全ての学生にとって、国立大学への進学という選択肢がより良いものでなくてはならない。

学科内からの声も紹介する。

「学費が安いから国立なら受けられるという人も多いと思う。学費値上げの流れは少子高齢化のプッシュ要因でしかない。学生の負担増ではなく国が大学を援助すべきだ。」

「私自身、学費免除対象者。仮に免除対象から外れてなおかつ年 10 万の値上げだったらかなり厳しい。」

「学費の件に関しては私も戦々恐々としている。」

院進のために就活をせず勉強に打ち込んでいた学生が、10 万円の値上げで進学の選択肢を奪われる可能性があり恐怖している。学生自治会の特設ページによれば、年 64 万円の負担になるという。かなりの額だ。それが、例えば年収 600-800 万円の世帯や親から経済 DV を受けている個人にのしかかると想像すれば、その負の影響は計り知れないとわかるだろう。東大新聞の報道によれば、その増収分の約 29 億円は、主に学内の DX（デジタルトランスフォーメーション）拡充のために使用されるという。

学生や家庭を対等な合意を形成する相手とみなさず、交渉を否定した東京大学。学生の意思を決定には反映しない姿勢を見せている大学は、何を大切にしているのか。守ろうしているものは一体なんなのだろうか。「対話」「相互理解」「多様性」の意味を真に理解していれば、「対話は交渉の場ではない。」などという発言ができると思えない。困窮者を、マイノリティを、学生を、地方出身者を、学問に進む人を、家庭を排除してはいけない。

「ここにいたい」と願う全ての人から選択肢を奪ってはいけない。値上げに苦しむ人の、一人ひとりの声に耳を傾け、その姿を、存在から目をそらしてはいけない。

薄氷の上で成り立つ女性の一人暮らし

匿名（教養学部・2年）

2

この度の、東大の学費値上げには強く反対いたします。教授の方々からしたら『わずか』10万円の学費値上げなのでしょうが、わたくしの家庭にとっては10万円『も』の値上げなのです。その値上げ分のお金で、数ヶ月の安全を買うことができるのです。数ヶ月の安全とはどういうことか、説明させていただきます。

わたくしは現在一人暮らしをしております。女性の一人暮らしが如何に危険に満ち溢れているか、良識ある先生方ならば当然ご存知でしょう。

カーテンを開けてはいけません。その部屋にどんな人物が住んでいて、どのような容姿で、どのような部屋かを覗かれる危険性があるからです。もちろん盗撮の危険性もあります。カーテンは厚いものを選び、自分の姿が透けないように工夫します。

洗濯物は安易に外に干せません。洗濯物を干せば部屋に女性が一人しか住んでいないことを洞察されるからです。また下着泥棒の憂き目に合うかもしれません。ごみ袋から下着を探す低俗な方もいらっしゃるこの社会から尊厳を守る為には洗濯物は中干しせざるを得ません。もちろんご存知かとは思いますが、洗濯物を中干しすると臭いが洗濯物に残りやすく不快です。それでも安全には変えられないのです。

そして、窓からの不審者侵入に警戒せねばなりません。言うまでもないことを改めて述べるようで恐縮ですが、壁の雨樋や出っ張りを伝ってマンションの壁を登り女性の部屋に侵入する輩は絶えません。常に鍵を下ろすことでひとまず安心としていますが、所詮窓の鍵。壊すのは簡単です。そしてその類の輩が侵入した後の部屋の住人の女性の安全には最早触れなくとも良いでしょう。

また、治安の良くない地域に安易に住む訳にも参りません。自明ですが不同意わいせつや不同意性交に巻き込まれる可能性が高まるからです。数十メートル歩くごとに後ろを向いて不審者が居ないかどうかを確認したり、夜には比較的街灯の多く人通りが多い道を選んだり、世間で叫ばれる『自衛』なるものは当然しています。しかしながら、大抵の場合は自分より力の強い男性に本気で襲われたらどうにもなりません。

女性の一人暮らしが如何に危険に満ち溢れているかは枚挙に暇がありません。元より性犯罪にあつと「被害者が自衛していないのが悪い」などと加害者を透明化する風潮が強い社会では、安易に性犯罪は根絶されなんでしょう。現在を生きるわたくしたち女性にとっては、性犯罪が少しでも減るようにと祈り活動しつつ、自衛するしか自らを守る術はございません。

その一環として「治安の良い地域に住む」「せめて高層階に住む」「オートロックのマンション・アパートに住む」「セキュリティシステムの備わった部屋に住む」「駅の近く、または人通りの多い場所に住む」等がございます。そして、これらの条件にあう部屋は当然家賃もそれ相応です。男子学生が大して心配しなくていいことを深く不安に思い備えに備えて部屋を借りるには、同境遇の男子学生の部屋の家賃より数万円上乘せする必要があります。

わたくしたち女性は、安全を金で買うことも多いのです。東大は女子住まい支援とし、女子に前期教養課程では月数万円を援助しています。しかしながら安全を買うお金としては焼石に水で、後期課程に進めばその援助も無くなります。学費値上げは、遠回しにわたくしのような東京圏外出身の女子学生の首を緩やかに絞めていることをご理解いただければ幸いです。

東京大学が昨今力を入れている、女性の活躍支援とは、所詮口だけだったのでしょいか。ジェンター・エクイティを掲げているにも拘わらず、先生方にとっての『ほんの』10万円の値上げが女子学生の安全を奪いうることにお考えが至っていないであろうこと、誠に残念でなりません。

最後に、わたくしは当事者性をもって学費値上げに伴う女子学生の境遇への影響について今回述べさせていただきましたが、学費値上げで困るのは男子学生も同じです。先ほど女子学生に必要な条件を備えた部屋の家賃は男子学生のそれより高いと申し上げましたが、そもそも東大駒場・本郷・柏キャンパス通学圏内の部屋の家賃はかなり高くなります。少なくとも、わたくしの出身地の相場よりは余程。学費値上げは男子学生にも多大なる悪影響を与えます。またこの度は家賃に注目しましたが、学費の値上げは留学や研修といった自己成長の機会摘み取りに繋がります。国立大学として、人材育成に歯止めをかけるような決定を本当にしているのでしょうか。奨学金をより充実させれば良いという意見も存在しますが、給付型奨学金を貰えるほど困窮していないが裕福でもない中間層が無視されてしまいます。そして、貸与奨学金が未来ある人々の飛躍を妨げていることは、教育に携わる先生方には言うまでもなく自明なことでしょう。

学費値上げを踏みとどまってくださいませよう、改めて強くお願い致します。

授業料値上げに賛成する

法学部4年（匿名）

3

(1)大学の理念

大学は学問の府であり、社会の他のいかなる機関も占めることができない独自の地位にある機関である。大学において学問をすることはすなわち真理を追究することであり、全人類の進歩とその福祉の向上につながる。

現在、世界は領域国家によって分割されており、全人類のために学問をするべき大学もまた、いくつかの例外を除いては、特定の領域国家に属するという桎梏から逃れられない。そうであれば、国家は、大学を全人類の公共財産として扱い、いやしくも本国政府の利益にならないからといって、大学における学問に干渉することがあってはならない。国家にとって、その領域において自由な大学の存在を保障することは、全人類の叡智が本国に集まり、かつ、本国を全人類への貢献の波の起点にすることにつながる。ゆえに、日本国憲法23条は学問の自由を保障するとともに、制度的保障として国家に対する大学の自治を擁護するのである。

(2)本来のあるべき姿

しかしながら、大学という学問を行う場所が存在したとしても、そこで学問を行う担い手がいなければ、大学が機能することはない。大学は、学力の優れた人材を確保するために、選抜試験を設けている。確かに、一部名門大学に入り質の高い教育を受けることが自己への投資につながり、就職活動をはじめとするその後の人生で卒業生を有利にするきらいがあることは否定し得ない。しかし、大学に優れた人材を入学させることは、優れた人材に学問の道への接点をもたらすのであり、大学ひいては国家にも利益をもたらすものといえる。これは、教育機関としての性格よりも学問の府としての性質が強い大学、特に本学において妥当するところである。

それでは、大学に学力に優れた人材を集めるにはどうすればよいか。それは、全人民に対してその者の学力に応じて齊しく門戸を開くことであり、いやしくも学力に優れた人材が経済力によって大学への道を断念せざるを得ないが如き状況を生むことではない。一体いかなる所以があって、学力は比較的低いが経済的に恵まれた者を学力は高いが経済的に恵まれない者を優先するというのだろうか。

繰り返すが、大学教育の受益者はただ学生のみにあるのではない。学生が大学教育によって得る利益の大半は、あくまでも大学が学力に優れた者を選抜するために能力によって入学試験を行うことの反射的效果にすぎず、学生を大学教育の主たる受益者であるかのように扱って授業料を値上げせよと主張するのは論理的ではない。

以上に述べてきた理由から、大学は、本来その授業料を無償としなければならないのである。そして、授業料を無償としたとき、大学の一切の経費は、国家が負担しなければならない。これは、大学が全人類の叡智を増大させるものである一方で領域国家による桎梏から逃れられないことによって、大学を擁する国家に課される公共の義務である。国家にこのような義務が課されている以上、大学は国家から当然に経費を受け取ることができる。

(3)現下の情勢

しかし、この重要な例外は、国家が大学の意義を見失い、経費の支給と引き換えに大学への干渉を行う場合である。このようなき大学側は、窮余の策として国家による経費の支給を自ら拒み、自らの努力で財源を確保しなければならない。その中には、学生の授業料という選択肢も当然にあり得る。なぜなら、授業料無償化は大学における学問の担い手の多様性を確保することによってますます学問を盛んにしようとするものであるのに、それによって学問が国家による干渉を受け学問がその目的を見失うことは許されないからである。

翻って近時の我が国の文教政策を見るに、国は、大学ファンドや国際卓越大学の制度などを通じて大学における学問に干渉しようとしている。このような情勢にあっては、前述のように、大学が大学の自治を守り真に人類福祉に資する学問を行うために、授業料値下げの理念を放棄してまでも自らその財源の確保に努めなければならないのである。

(4)留保

以上の理由から、私は敢えて大学の授業料値上げに賛成するわけであるが、これは、他の理由付けによって導かれる大学の授業料値上げに賛成するものではない。大学の授業料が無償であるべきところ、その基礎にあるより高次の理念が侵害されているからこそ無償の理念を放棄することが許されるのであって、それと同次あるいはより低次の理念を優先させる理由にはならないからだ。上に述べたような理由気概を持たずして大学財政の窮乏から授業料値上げを主張することは、学生に負担を強いてただ単に学問の担い手の多様性を脅かすものであると考えている。したがって、これを一切容認することはできず、私はむしろ批判に回るだろう。

さらに、私が述べたのと同様の理由であったからといって、それが学生に対して十分に説明され、大学の自治の擁護のもとで当局と教授会、学生その他の本学のあらゆる構成主体がこれに同意したのでない限りは、授業料の値上げを行ってはならない。これは、1969年の東大確認書、2003年の東大憲章からして自明なことであり、かつ我々人間の本性から導かれる民主主義の原則からも当然のこととして導かれる結論なのである。

藤井総長の新規事業の埋め合わせ？

匿名希望（修士2年）

4

令和五年度の東京大学の決算書が出ていないので、令和四年度の財務情報をもとに以下議論していきます。次のリンクに、引用するすべての文書が掲載されています。（<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/public-info/zaimu-2022.html>）

「令和4事業年度決算の概要について」という文書によれば、経常費用増加の原因として、光熱費増加とともに次のような説明があります。「藤井総長が示したU T o k y o C o m p a s s の下、機能強化に向けた新たな取組が進み、事業規模が拡大していることが数値として表れております。」

光熱費の増加のみではなく、藤井総長による新規事業も、支出増加の原因とされている。もちろん新規事業のなかにはあらかじめ財源を外部から確保し、その分を経常収益に繰り入れることで費用を相殺するものもあるだろう。それでも、上記の一文が重要なのは、次のような報道と接続するからである。

「ある関係者は、教授会で値上げの理由として物価・人件費の高騰が挙げられ、増収分の約29億円は主に学内のDX（デジタルトランスフォーメーション）拡充のために使用されるとの説明があったと答えた。』『東京大学新聞』2024年5月23日付オンライン記事（https://www.todaishimbun.org/hikiage2wari_20240523/）

藤井総長の取り組みとしてDX（デジタルトランスフォーメーション）がU T o k y o C o m p a s s に挙げられていることを鑑みると、次のように推論が出来る。すなわち、学費値上げは単なる光熱費高騰が原因ではない。藤井総長が計画する新規事業の財源が、物価高騰により確保できなくなったから、これを補う財源として学費値上げに目を付けたのだと。むしろ、これは推論にすぎないが、そのように推測するだけの根拠は今示したように存在する。むしろ、この推測を打ち消すようなデータを何一つ公開しておらず、そもそも学費値上げの根拠となるデータすら示さない大学当局が問題である。

ところで、現状では「もし改定が決定された場合には、導入年度に入学した学生から、改定後の授業料が適用されることとなります。」とされている。（「授業料値上げの検討に関する要望書」（5月16日付東京大学教養学部学生自治会理事会）への回答）

これはつまり、大学院へ進学したらその年度以降は授業料が増額されるということであろう。大学院進学希望者に重大な問題であるから、この点は教養学部前期課程の学生もよく意識してほしいと思う。

あなたは、学費減免や奨学金の申請を 自分でしたことがありますか？

匿名希望（文科一類・2年）

5

私は、授業料の値上げに反対します。

そして、もし値上げをする場合は、学費減免措置の拡充に賛成します。

しかし、「授業料を値上げするが、学費減免措置の拡充をすれば問題はない」という論理は、大切なことを見落としていると考えます。

まずは私の置かれている状況を説明します。なお、学費減免を受ける学生は奨学金を併用する人が多いと思いますのであえて奨学金についても書かせていただきます。

私は、文科一類の2年生です。東京大学入学時から三種類の奨学金を受給しています。給付奨学金が二種類と、日本学生支援機構の貸与の第一種奨学金です。地元は関西なので、東京大学の宿舎で一人暮らしをしています。

しかし今年度から家庭の事情が変わり、生計維持者が働けなくなり、世帯収入が非課税世帯に分類される見込みになりました。それにより現在、従来の奨学金に加え、学費免除と日本学生支援機構の家計急変採用の給付奨学金を申請しています。

さらに、今年度九月から東京大学の制度で交換留学を予定しているため、そちらの方でも四種類ほどの奨学金の申請を行なっています。

つまり、私は今まで、八種類の奨学金と学費免除を申請してきた経験があります。

私が東京大学の、学費の値上げを検討している方々にお聞きしたいのは、

「あなたは、学費減免や奨学金の申請を自分でしたことがありますか？」ということです。

当たり前ですが、学費減免措置を受けるには申請が必要です。その申請書類は、しばしばとても複雑で多岐に渡ります。

書類には、学生自身が用意するものと、学生の生計維持者が用意しなければならないものがあります。また、私のように生計維持者が遠方に住んでいる場合、マイナンバーカードのコピーの貼付、生計維持者の署名の記入などには郵送の手間と日数が必須です。つまり、申請は、学生本人だけでできるものではなく、生計維持者の協力がなければできないものなのです。申請は、東京の中でちゃちゃっと完結するものではないのです。

そして、「学費減免措置」は、学費を減免「する」側だけの問題ではありません。

学費を減免「される」学生、すなわち、学費減免を「申請する」学生にとっての問題でもあります。この類の措置は、「申請したから、免除される」というような簡単なものではないのです。

学費減免や奨学金の申請は、自分の忙しい生活の中で申請に時間を割き、不備がないよう何度も窓口を確認に行き、自分が置かれた経済的立場を繰り返し自覚する作業です。特に東京大学では奨学金や学費免除を利用する学生がマジョリティではないため、自らの経済的立場を自覚するとき、しばしば周りと比べて自分が経済的に「劣位」にあることを痛感します。

「なんで自分は、借金を負わずに学ぶことができないのか」

「なんで自分は、こんな手続きに時間を使わなければならないのか」

「なんで自分は、お金を借りなくても大学に行けるお金持ちの家に生まれなかったんだろう」

自分の置かれた立場を、今まで育ててくれた大好きな親を、否定したいわけではありません。周りを恨みたいわけでも、卑屈になりたいわけでもありません。学業やサークル、バイトなどの大学生活が充実していないわけでもありません。自分は書類を読むことができ、親の協力が得られ、生計維持者と戸籍上の親が一致し制度の恩恵を受けられる、恵まれている立場だと思ってもいます。それでも、申請書類に一人で向かい合っているとき、このように感じる瞬間がどうしてもあります。自分の生まれた環境を、自分の家庭を、「劣っている」と感じざるを得ないことは、とても残酷なことだと思います。

駒場の奨学金や学費免除の窓口の担当の方々は、とても親切に対応して下さいます。出さなければならない書類の多さと手間に圧倒される学生に寄り添い、何度もチェックをして申請を支えて下さいます。本当に、東京大学の職員の方々には感謝しています。

それでもなお、私は「授業料値上げ」「学費減免措置の拡充」という言葉の裏に確かに存在する、「申請が通らなければ『学生』ではいられなくなるかもしれない若者」の存在を主張せずにはいられません。

私たちは、なぜ、自己否定をしなければならないのか。なぜ、劣等感を抱かなければならないか。

学費減免措置はとても素晴らしい制度だと思います。私もそのおかげで、東京大学に通い続けるだけでなく、留学にも行くことができそうです。

しかし、学費減免措置だけでは、学費以外は賄えません。奨学金が必要です。奨学金は、給付もありますが、そのほとんどは貸与です。つまり、借金です。

同じ大学で、同じ教室で、同じことを学んでいるのに、何百万円の借金を背負って卒業する学生と、一円も借金を背負わずに卒業する学生がいる。私はこの事実を、どう受け止めていいかわかりません。借金を背負う側の私は、この違いを「仕方ないこと」「些細なこと」だと思うことができません。

私はたくさんの給付奨学金と、貸与奨学金と、学費減免措置のおかげで、東京大学に通い続けることができそうです。しかし一方で、たくさんの給付奨学金と、貸与奨学金と、学費減免措置のために、時間を使い、自己の「劣位」を認識し、借金を積み重ねています。

授業料を値上げすることは、さらに多くの学生に、各種制度の申請をすることを要請することです。学費減免措置の拡充も同様です。そしてさらに多くの学生が自己否定感や劣等感を、程度の差はあれ抱くでしょう。

「あなたは、学費減免や奨学金の申請を自分でしたことがありますか？」という問いは、大学の制度についての議論には「ふさわしくない」ものかもしれません。なんの数値にもなりませんし、客観的でもありません。とても個人的で、情緒的な、些細な問いです。

しかし、それでも私は、この問いを考えてほしいと思います。この問いは、考えるに値する問いだと思います。この問いを投げかける存在の想いを考えずして、「東京大学」が存在する意味は、どこにあるのでしょうか。

私は東京大学で学問の楽しさを知りました。色々なコミュニティで、たくさんの素晴らしい先生や友人と出会いました。この環境で、もっと多くのことを学びたいと思っています。そして、この大学で学んだことを活かし、誰かが夢ややりたいことを諦めそうな時に、諦めないでいいと言える社会制度をつくりたいと思っています。

色々な事情があつての提起だと思いますが、このように考えている学生が、いつの時代も、確かに存在することを考慮した上で、判断していただければと思います。

〈総長対話〉に向けて「私たち」が本当にできること

ろくがわ（総合文化研究科国際社会科学専攻・修士2年）

6

今回の〈総長対話〉について、藤井総長はその目的を「できるだけ多くの学生と、対話を通じて多様な意見を理解し合うこと」（回答2）と説明しながら、「理解を得られるまで複数回行うことは考えていません」（回答4）と回答している。理解し合うことを目的としながら、理解を目指していないという一見矛盾している回答に、私は当惑した。学生の様々な意見のなかには、ある理想的な対話の理念を掲げて、今回の〈総長対話〉の不誠実さを糾弾するものもあるだろう。しかし、あえて藤井総長を信頼して、彼の掲げる〈対話〉の理念を内から理解しようとしてみれば、総長の——ひどく危険な——思いなしが現れてくる。

6月21日の〈総長対話〉で総長は、おおよそ次のような説明をするだろう。

- (A) 昨今の状況において、大学の経営は厳しい。ゆえに、授業料引き上げを決定した。
(B) 学費の減免制度の拡充によって、学生の皆さんの懸念はすでに解消されている。

総長は、(A)の説明によって、授業料引き上げが合理的な理由に基づいて行われることを示す。引き上げによる増収の使途予算を公開するのも、決定の合理性を提示するものである。これによって総長は、学生に対して、経営上の決定が妥当に行われていることを理解することを要求する。一方で、(B)の説明によって、経営側がすでに多様な学生のケースを想定して制度設計を行なっていることを示す。つまり、「多様な意見」を反映させたケース・スタディを踏まえて、十全な制度設計がすでになされていることを主張する。これによって総長は、学生に対して、総長の決定が誠実に行われていることを理解することを要求する。

それでは、授業料引き上げの決定は、正当に行われているのだろうか。一部の学生が掲げる学生の参加を求める主張、いわば「代表なくして課税なし」の議論は、この手続き的な民主的正当性を問うものである。しかし、総長は次のように反論することができる。授業料引き上げの決定は、東大規則9号「東京大学における検定料、入学料及び授業料等の費用に関する規則」10条に則って、別表1に記載の授業料が改正されることによってなされる。すなわち、「経営協議会及び教育研究評議会の審議の後、役員会の議を経」ることによって、授業料は引き上げられるのである。あるいは、実質的な議決の場合は役員会に限られている。この手続きには、学生の代表の参加や学生との「対話」は含まれていない。したがって、総長は、学生に対して、その決定が手続き上は正当に行われていると主張することができるのである。このようにして正当性の理解を要求するだろう。



さて、皆さんは総長の提示する妥当性・誠実性・正当性の要求に対して、どのように応答するのだろうか。おそらく総長は、これらの三つの水準（または少なくとも前者の二つ）については、学生のうちの「サイレントマジョリティ」の理解が得られると考えていることだろう。学生は説明をすればわかってくれる。理解を求めていくことができる、という想定である。その想定は、もしかしたら確かなのかもしれない。多くの人が、総長の説明は理に適っていると考えるかもしれない。私は、そう考える。

また、たとえ学生の一人一人が自らの立場に依拠して個人投票を行ったとしたら——こちらはより恐ろしいことに——多くの学生が授業料の引き上げに無関心であることが明らかになるのかもしれない。2021年の東京大学学生生活実態調査によれば、回答した学部学生のうち88.4%が授業料負担を「家庭からの仕送り」で賄っている。問題が自分ごとではなくなる時、「サイレントマジョリティ」は無関心なマジョリティとなる。授業料の引き上げは、多くの学生にとっては「どうでもいい」問題になってしまっているのかもしれない。

対話とは、人々が相互に理解しあうコミュニケーションのプロセスである、という理念を蔑ろにしてはならない。私たちは、総長が対話を通じて理解を求めている事柄を、吟味する能力を有している。現時点では権利を有していなかったとしても、である。私たちは、吟味をするなかで、「私」の立場から問題を捉えながら、同時に「私たち」の立場から問題を捉えることが可能である。同じ教室で、同じキャンパスで、同じ大学で学ぶ者たちとひとたびコミュニケーションをしてみれば、授業料引き上げの問題にそれぞれがそれぞれの思いを持ち、そう単純な話ではないことが分かることだろう。それは、活動的な少数の人々の声に代表されるようなものではない。彼女ら、彼らの声もまた理に適っているのかもしれないが、「私」の立場とは相容れないと思うこともあるだろう。私もつねづねそう思う。しかし、対話の相手は総長だけではない。「私」の立場から、少しずつ周りの人たちと話をしながら、実は「私」の周りには様々な境遇の人がいて、様々な思いや、考えや、苦しみを持っていることを理解していくことで、「私たち」の立場から問題を捉えられるようになってくる。学生同士でも、あるいはあなたの授業料を仕送りしてくれている「家庭」とでも。そのように獲得される、「私」であり「私たち」である立場から、今回の〈総長対話〉に向かい合ってみれば、総長の危険な思いなしも見えてくるはずである。私たちは、私たちがだからこそ、対話をすることができるのではないか。

大学院生は授業料値上げに耐えられない

岡本諭賢（修士2年）

7

はじめに

東京大学が来年度以降最大10万円規模の授業料値上げを検討していることが令和6年5月15日の読売新聞など一部報道で発表された(1)。これを受けて五月祭において授業料値上げの抗議デモが初めて実施され、5月23日付で藤井輝夫総長が6月20日にZOOMウェビナー上で学生と対話することが発表された(2)。大学側は経営の厳しさ、DX化の推進を値上げの根拠とする一方、奨学金や授業料免除によって困窮学生の救済を行うとしている(1)。大学側の値上げ方針が唐突であったこと、総長対話を対面で行わないこと、大学側の値上げの根拠が不透明であることなど疑問点は尽きない。就職予定の在学生の場合、値上げされる前に卒業できるためいわゆる“逃げ切り”の形になるが、修士・博士課程に進学予定の学生にとっては重大な影響を受けることになる。さらに、未来の東大生は当然今回の値上げの影響を受けることになる。本稿では大学院修士2年の立場から学費値上げの負担の大きさ、不当さについて論じる。

1章 学費値上げが与える経済的影響

学費・生活費など必要な費用を保護者が出してくれる家庭、あるいは既に何らかの給付金を受けている学生、授業料免除を受けている学生にとって今回の学費値上げによる直接的影響はない。しかし、保護者が学費を出せない、あるいは様々な事情で出さない家庭の、給付金も授業料免除もない学生は専ら日本学生支援機構(JASSO)の奨学金によって自活せざるを得ない。東京大学の学費は年間53万5800円であり、国立大学の標準額である。さらに入学金は28万2000円である(3)。これに加えて、家賃や食費などの生活費を奨学金で賄うとなると学生の負担は重い。私の場合は第一種奨学金を月額8万8000円、第二種奨学金を月額8万円貸与されている(4)。ここから入学金、授業料、生活費を賄っている。不足分は学部時代の貯金を崩し、一部は親に出してもらっている。このような状況でさらに10万円の負担が加わると生活を維持できなくなることは明白である。

もし授業料が値上げされた場合、JASSOの第二種奨学金の貸与額は最大15万円まで拡張することができるため、貸与額を増額させることで対応が可能である(第一種奨学金は限度額まで借りている)。しかし、言うまでもなく、これらの資金は貸与されたものであり、修了後は必ず返済しなければならない。第二種奨学金は利子がつくため、大学の値上げにより一方的に

借金の増額を強いられるという結果になる（奨学金を貸与していただけることには感謝しており、JASSOのおかげで学びを継続できていることは間違いないということを明記しておく）。

次に、授業料免除制度について述べる。授業料免除は家計状況をもとに決定され、適用されれば授業料が全額あるいは半額免除される(5)。大学側は適用される家庭の収入基準を引き上げ、より多くの経済的に困難な家庭が授業料免除を受けられるようにすることで今回の値上げを正当化している。しかしながら、全額が免除されない限り、半額免除でも値上げの影響を受けることになる。奨学金だけで自活している学生にとって数万円の追加出費が生活に与える打撃は大きい。そして、親の収入が十分あるにもかかわらず、親が授業料を出してくれない家庭の場合、授業料免除制度は意味をなさないことになる。具体的には親から経済的DVを受けている場合、親が大学進学や大学院進学に否定的である場合、親と不仲の場合である。加えて、授業料免除申請手続きには親や兄弟の収入などセンシティブな書類を家族に用意してもらう必要があり、自分で用意する書類も多い。さらに、授業料が免除されるか、どの程度免除されるかは不確定であり、数か月もの間経済的な不安を抱えることになる。このような時間的、精神的な負担は軽視されるべきではないと考えられる。東大生の半数超の世帯は年収950万円を超える一方、年収450万円以下の世帯も一割ほど存在しており(6)、親の援助がない学生の数は決して無視できない。

大学側は学費を値上げすることにより生活が苦しく、将来の借金が増やさざるをえなくなる学生を考慮する必要があり、今回の学費値上げは撤回されるべきである。

2章 学費値上げが与えるアカデミアへの影響

大学院生の場合、学費値上げによる悪影響は甚大である。特に博士課程に進学する学生は将来ポスドクや任期付き研究員になるケースが多い。彼らは経済的に不安定かつ収入も高くないために、多額の奨学金を借りると返済が困難である。博士課程進学後の経済的な苦境を考慮して博士課程に進むことをあきらめる学生は少なくない。そのような状況の中で、今回の学費値上げによりさらに博士課程に進むことを躊躇う学生は増えることは必至である。将来日本の研究を牽引しうる人材を喪失することはアカデミアにとっての危機である（アカデミアに残らなかった学生も無論、それぞれの立場で広く社会で活躍しており、またアカデミアの外から日本の研究に貢献することもできることは明記しておく。また多くの博士課程の学生や研究者は研究への熱い思いがあるため、このような経済的デメリットがありながら昼夜研究室で奮闘しているのである）。

大学院では貸与型奨学金や授業料免除以外にも学生のための経済支援制度がある。例えば日本学術振興会の特別研究員制度（学振）や国際卓越大学院教育プログラム（WINGS）、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）

のグリーントランスフォーメーション(GX)を先導する高度人材育成プロジェクト (SPRING GX) などである。これらに採用されると月額 18~20 万円を受け取ることができる (別途研究費の支援あり)。東京大学はこうした支援制度が他大学より充実しており、多くの博士課程の学生が救済されている。しかしながら、親の扶養から外れるため、国民年金や健康保険、住民税や所得税を自分で納付する必要がある、手元に残る資金は自活するのにギリギリの額である (独立会計になるので年収 240 万円であるから授業料免除は適用される)。

さらに、これらの制度はいわゆる競争的資金であり、申請しても通らないことが多い。例えば一番メジャーな学振の採用率は DC1, DC2 ともに 2 割を切っている (7)。WINGS や SPRING GX の採用率は学振よりは高いが、それでも不採用になる学生は多い。そして一番重要なことであるが、これらの申請書は書くだけでも膨大な枚数になる (学振は申請書だけで 9 ページ、別途予算案など、指導教員の評価書も必要)。採用される確率を少しでも上げるためには、数ヶ月間指導教員と協力して申請書を何度も練り上げる必要がある。自分の研究を文章化してアピールすることは研究者として重要な訓練になることは間違いないが、不採用になるたびに何度も申請書を書き直すことは大学院生にとって負担が大きい。つまり申請書に追われて必要な実験や研究をする時間が削られているのである。不採用になる学生は必ずしも研究者としての資質が無いわけではなく、研究テーマを決めるのが遅かったり、研究テーマを変えたために実績が乏しかったりするケースも多い。そうした大学院生は申請書を何度も書き、保証のない経済支援を待ち続けながら JASSO の奨学金に頼りながら自活している。そのような状況下で学費が値上げされれば、**例え 10 万円であろうと、経済的にも精神的にも打撃は大きく、アカデミアへの道をあきらめざるをえなくなるかもしれない。**

アルバイトで不足資金を補填すればいいのではないか、という指摘もあるが、大学院生、特に博士課程の学生は研究に専念する必要がある、また実験や調査の状況によってはそもそも物理的にアルバイトをする余地がないケースも多い。アルバイトによって研究の時間が削られることそのものがアカデミアにとって悪影響に他ならない。

早い段階で給付金や競争的資金を獲得できる学生、親の経済的支援が十分な学生は大学院においても経済的に追い詰められることなく研究を遂行できる。一方、奨学金だけでかろうじて自活している学生は経済的苦境により消耗され、研究にも悪影響である。私は東京大学 (さらにいえば国立大学) の大学院生が貧しさによって研究成果が乏しくなったり、アカデミアへの道をあきらめることがあってはならないと考えている。私は、国立大学の学費はむしろ引き下げられるべきであり、**学問へのアクセスに対する経済的格差は取り払われるべきである**と考えている。また、藤井総長は令和 6 年度の入学式の式辞において、特定の属性を持つ人間が人一倍の度量をせざるを得ない状況を構造的差別と定義し、あらゆる種類の構造的差別は撤廃されるべきであると発言されている (藤井総長は理系女性を例に挙げたが、経済格差も該当す

ることは明白である) (8)。従って、東京大学の今回の学費値上げ方針は私のみならず、藤井総長の、そして東京大学の精神と真逆のものであり、直ちに撤回されるべきである。

参考文献

- (1) 東京大学、授業料の値上げ検討…上限まで引き上げなら 10 万円 読売新聞 2024 年 5 月 15 日
読売新聞オンライン (<https://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/kyoiku/daigakunyushi/20240515-OYT1T50194/>) 参照 2024 年 6 月 1 日
- (2) UTAS 掲示板 総長対話の開催について/Dialogue with the President 2024 年 5 月 23 日
(https://utas.adm.u-tokyo.ac.jp/campusweb/campusquare.do?_flowExecutionKey=_c3E12EE8A-467D-BDFD-069F-34AC3ACCE30C_k24F2F8C7-7598-2F35-4A13-5FD64D24E49A) 参照 2024 年 6 月 1 日
- (3) UTOKYO 入学科・授業料 (<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/admissions/tuition-fees/e03.html>)
参照 2024 年 6 月 1 日
- (4) 独立行政法人 日本学生支援機構
平成 30 年度以降入学者の貸与月額
(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kingaku/2018ikou.html)
第二種奨学金の貸与月額
(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/kingaku.html)
参照 2024 年 6 月 1 日
- (5) UTOKYO 令和 6 年度入学科・授業料免除 大学院生 (留学生を除く) 用ページ
(https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/admissions/tuition-fees/h01_02_02.html) 参照 2024 年 6 月 1 日
- (6) 2020 年度 (第 70 回) 学生生活実態調査報告書 東京大学学生委員会 学生生活調査 WG
(<https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400180814.pdf>) 参照 2024 年 6 月 1 日
- (7) 日本学術振興会 特別研究員 審査
(https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_saiyo.html) 参照 2024 年 6 月 1 日
- (8) UTOKYO 令和 6 年東京大学学部入学式 総長式辞
(https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/president/b_message2024_01.html) 参照 2024 年 6 月 1 日

「値上げ」問題に学生は存在しているのか？

かまだこう（地域研究・修士2年）

8

現在、東京大学は授業料の値上げを検討している。「もし改定が決定された場合には、導入年度に入学した学生から、改定後の授業料額が適用されることとなります」（5月16日、学生支援部）という記述を解釈するに、当然「入学」には大学院への入学も含まれるはずだ。東京大学の卒業生の半分は大学院へ進学するが、多くの学生は東大の中で進学する。とすれば、この問題の直接的な当事者は東京大学の学部生の半分、ひと学年が3,000人とすれば、少なくとも学内に6,000人のステークホルダーがいるのである。

もちろん、これに加えて「未来の入学者＝後輩への責任が……」と理想的道徳論を云々することもできる。そして、それは私見でも議論として正しいとは思うのが、少しつかみとしては性急だと思う。だから、とりあえずステークホルダー、タックスペイヤー、直接の当事者は6,000人という仮定のままでいこう。

さしあたり、この6,000人はほとんど無視されていると言っていい。まず我々6,000人は、自分達が将来年間約10万円を追加で納めねばならない可能性について、5月15日に日経新聞の記事で知らされたのだ。この非対称性は注目すべきものがあると思う。まるで我々は、海の向こうのCEOがNetflixやiPhoneの料金を引き上げるかのように「告知」されたわけである。あたかも、嫌なら勝手にやめればいいんだよとでもいうかのように。Amazon Prime VideoだってGalaxyだってなんでもあるんだからお好きにどうぞ……というわけだ。

さすがにこんな「告知」じゃ批判を浴びると思ったのだろう。「まだ決まってません」と言いつつこの件について「対話します」と言って決まったのが6月21日の「総長対話」である。「対話」とは古代ギリシア以来の伝統をもち、実に甘美な響きのする言葉であるが、「国民との対話」をウラジーミル・プーチン氏も毎年年末に行っていることなどを思い出せば、専制権力が民衆の陳情を聞いてやっているのだと誇示するためのプロパガンダに過ぎぬのではないかと疑ってみたくするのが真つ当な文系的感性である。しかし、我らの藤井総長を、無辜の民をいたぶり、都市を爆撃している独裁者と比較するのも流石に申し訳ない。実際、「対話」というものの定義について総長は実に良いことを言っているのだ。

なぜなら対話とは、未知なるものと向かいあう実践だからです。これからなにをなすべきか、まず自分のなかの未知に問いかけることが第一歩でしょう。未知の他者との対話は互いに向きあうことから始まり、同情や感傷ではない深い共感的理解にもとづく信頼の構築を目指します。そうして初めて他者を巻き込む関係が生まれ、新たな協創が始

まります。対話による信頼は、私たちが創りあげる共通資本であり、そうした対話こそが、「地球という人類の共有財産（グローバルコモンズ）」をはじめとする公共財の責任ある管理（stewardship）の基盤ともなります。

（藤井総長就任挨拶より抜粋，下線は引用者）

要するに、前提を必ずしも共有しないような他者ともしっかりと向き合い信頼を構築して協力していくということである。これは期待しようではないか、藤井総長よ、ぜひ我々6,000人の学生と腹を割って語り合い、学費を10万円上げるなどと恐ろしいことはおっしゃらないで、運営交付金減らしやがってこんちきしょうと、文科省・財務省の愚痴を肴に「さわやか」で酒でも飲もうではないか、話せば分かる……、と思ったのもほんの束の間である。5月21日に教養学部学生自治会理事会が送った総長対話についての要望書に対して、総長は

2 「総長対話」は徹底的な討議の場所とすること

→総長対話は、テーマに沿った総長と学生の対話の場となります。

できるだけ多くの学生と、対話を通じて多様な意見を理解しあうことを目的としています。

3 「総長対話」の形式は「学部交渉」形式とすること

→総長対話は総長と学生の対話の場であり、**交渉の場ではありません**。今回も、通常の総長対話と同様の開催形態となります。

4 「総長対話」は学生の理解を得られるまで複数回行うこと

→総長対話は**交渉の場ではありませんので**、理解を得られるまで複数回行うことは考えていません。

と回答している。（5月23日回答文書より抜粋，強調は引用者によるもの）とにかく「対話」であって「交渉」ではないということらしい。2回も繰り返しているのだからよほど重要なのであろう。どうも先ほどの総長自身の「対話」の定義には「交渉」は入っていないようだ。もちろん、一般的には「対話」の語義は「交渉」の意味範囲を包摂していることの方が多いのだから、むしろ総長の「対話」がアイスクリームをスプーンで抉り取ったようにごっそりと真ん中の「交渉」の部分が失われたおかしな形をしているというわけだ。

さて、6,000人の私たちはこの穴のあいて凹んだピンポン球のようにみずばらしい「対話」についてどう考えたら良いだろう。もしかして私たちは「未知の他者」ではない？まあ入学式で挨拶は受けたが……、あるいはそもそも「他者」ではないのか——君たちの意見は私の考えだ、私の考える通りに、君たちは考えるから「対話」なんてしなくてもいい、やるのは「多様

な意見」の「理解」だけ、私は学費を値上げしようと考えているしその権限を持っている。君たちは何の権限も有していないし、私に決定権があるのだから君たちは「他者」じゃない。左手、右脚が頭にとって他者じゃないのと同じさ。君たちが反対なのはよく知ってるし、場合によっては教職員もかなり反対かもしれない、それは「理解」した。でも、私はそうするし、それを君たちもそれを「理解」しろ——、これはもちろん「対話」でもなんでもない。言ってみれば君主が臣下に行く「下知」だ。

6,000人の諸君、なんだか腹が立ってこないだろうか？「あなたが自分の既得権益のために意地悪く書いているからでしょ？」しかし、わざわざ憎い顔をして「ウチに残りたきゃ来年から10万円値上げな」なんて言ってくれる権力は存在しないだろう。「権力」なんていう色のついたアカ臭い言葉は嫌いだろうか？確かに政治的な色付けをしているのは書き手の私だ。もともと当局の決定に「色」なんてない。単に、当局が、諸々の事情（光熱費、人件費、DX拡充……etc.）を検討した結果、〇〇年度入学の学生から、授業料を年間642,960円とする、と会議で決めて、所管官庁の許可をもらって、事務や業者に指示を出すと、授業料納付のお知らせのpdfの金額が変わり、自動引き落としシステムが6,000人の皆さんやその学費を出している親族の方の口座からいつもより10万円多く金を持っていくだけだ。ここには何の政治性もない。流れるような「決定」とスムーズな「措置」があるだけだ。全ては会議室の中で、学生が顔も知らない初老の男女の話し合いによって決定され、それを官僚機構とコンピューターがシステムチックに実行する。我々6,000人の学生はこの流れを食い止めうるいかなる法的・政治的な権限も持っていない。さしあたってどこで我々は出てくるのか？口座の名義人としてだけだ。

このベルトコンベアで家具を組み立てるような流れを我々6,000人はガラス張りの部屋から見せられているのかもしれない。あるときに一度だけ「総長対話」という名の工場見学があり、工場長に話を聞くことができる。わざわざ息巻いて来るのはごく一部の人間だけだ。80分当たり障りのない質問をして、判然としない回答を得る。見学が終わった後の帰り道でふとベルトコンベアの続くずっと先を考える。ここでようやく、少し前のニュースを思い出す。「どうも慶應の塾長が国立大学の学費を150万円にしろと言っているらしい¹。」「自民党の教育調査会も国立大学の授業料をあげて競争力を強化すべきだと言っているらしい²。」しかし、ベルトコンベアの前がどうなっているかなんて我々の考えることではないな、と納得して家に帰る。

回りくどく、あまり巧みではない例えをしてしまった。だが、どうか理解してほしい。何もしない限り、我々6,000人の学生はこのベルトコンベア、学費値上げの決定・措置の流れにおいては全く存在しないのだ。

¹ 4/24 東京新聞：<https://www.tokyo-np.co.jp/article/323124>

² 5/16 日経新聞：<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE132HQ0T10C24A5000000/>

ただ入り口から出口へ「決定」と「措置」が流れていくだけだ。このことを我々6,000人が頻りに友人との話題に出し、署名をして、場合によっては安田講堂の前で演説して、立て看板を立てて、教員がそれをTwitterに上げ、「総長対話」とやらにも大勢で押しかけて怒涛の質問で責任者を問い詰めて、少くくは外のメディアに注目されて、全部やって初めて少しだけ存在できるかもしれない。ベルトコンベアを止められなくても、「止めた方が良くいかもしれない」と多くの人に少しは思わせることができる。そして、それがもしかしたら、最終的には未来の新生や東大に追従して値上げを目論んでいる他の国立大に通う同世代の学生のため、あるいは回り回って教育格差と経済格差が結びつた社会を少しは良くすることになるのかもしれない。つまり、自分の10万円のためだけってわけでも、悪いことでもない。だからどうか、少しでも、できることをしてほしい。

中間層の大学・大学院進学への危機

——減免対象拡大は解決策にならない！

若原瞭（文学部4年）

9

先日、TBSをはじめとした報道各社により東京大学が授業料を最大年10万円上げることを検討していることが報道された。授業料値上げの弊害に対しては、大学は低所得世帯を対象に奨学金や学費減免を拡充することによって対処する予定であるという。しかし、私はこの方針に強く反対し、東京大学が授業料を値下げする方針に転換することを強く要求する。

現在、東京大学では世帯年収400万円以下の家庭の学生に対して、授業料の免除を行なっている。授業料値上げ後の学費減免拡充の対象世帯年収は、600万円とも800万円ともいわれる（前者が有力か）が、これでは問題の解決につながるどころか、却って学生間の分断を強めるといえる。

その理由は、学費減免が常にその網から漏れる学生を生むからである。たとえ学費減免の対象が世帯年収600万円、また800万円になったとしても、世帯年収がその基準から1万円でも高ければ減免の恩恵が受けられなくなってしまう。なぜ、ほんのわずかな世帯年収の差が、数十万円の学費負担の差につながってしまうのだろうか？この問題は、学費減免によっては解決できないものであり、授業料の値上げが引き起こす問題のソリューションとはなり得ないのである。

本問題が報道されたとき、インターネット上では「東大生の家は裕福だから10万円くらい支払えるだろう」「東大生は将来収入の高い職に就くのだから奨学金を払えるだろう」という声が多く上がった。確かに、東大生の平均世帯収入は1000万円台とされ、大企業に就職する学生も多く、授業料値上げの影響が小さい学生も多いかもしれない。しかし、それは授業料の値上げを許容する理由にはならない。特に学費減免にかからない中間層にとっては、10万円可処分所得が減ることは10万円分の機会を失うことに直結し、人生の選択肢を狭めることにつながってしまうのである。

特に、研究職を目指して大学院進学を目指す学生は、20代のうちはお金を稼ぐことができない。そうした学生ほど、授業料値上げの重いくびきを長く背負わなければならないのである。大学に対して求めることは、雀の涙程度にしかならない授業料値上げを不意打ちで行うのではなく、国に対して大学予算を増やすよう求めることである。一学生として、今回の検討には強く反対の声を上げる。

「世界の誰もが来たくなる大学」東京大学？

桑原（法・4年）

10

現在、学費値上げと呼応する形で授業料免除基準の緩和が検討されているという。『東京大学新聞オンライン』によれば、授業料全額免除の基準額が現行の400万円以下から600万円以下になるという³。こうした対処策を学費値上げを認める根拠とする者もいるだろう。しかし、ひとりの授業料免除経験者として、そして今回の値上げ検討に憂慮する学生として、単なる基準額の引き上げでは救われない層がいるのだということを示し、東京大学のこれまでの施策の失敗を厳しく批判したい。

まず、東京大学の（学部生の）学費免除は、文部科学省が2020年4月から始めた「高等教育の修学支援新制度」の対象者であることを前提としている。本制度は授業料免除と給付奨学金支給をセットで行うものである。JASSOの給付奨学金はこれに申し込まないと貰えない。東京大学のwebサイトには次のようにある。「入学料免除及び授業料免除を申請する者のうち、修学支援新制度の申請資格がある者は、必ず修学支援新制度（JASSO給付奨学金）に併せて申込をしてください。」⁴。大学院の授業料免除は、この制度とは無関係である。故に、以下で論じるのは学部生の授業料免除のことであることに注意していただきたい。そして、文科省の修学支援新制度は、家計基準を設けている。この家計基準はさらに2つの基準からなる。①世帯収入の基準と②資産基準である。前者は、平たく言えば年収である。文部科学省の資料⁵も年収額を全面に出して本制度を宣伝している。しかし後者の資産基準こそ、目に見えにくい、重要であると思われる。というのも、私の家計は、年収基準は満たしていたものの、資産基準で修学支援新制度から弾かれた。父は比較的高齢で定年退職も近かったから、年収自体は多くはなかったが、資産はこつこつ貯めていたのである。このような家計は多いのではないと思われる。父も教育のためにということで、貯蓄をしていたのである。上京でかかる費用への貯蓄である。

そうして、授業料免除は受けられないだろうと思いつつ、駒場の門を叩いた。しかし入学後に、東大はこの制度に該当しない学生にも、独自に授業料免除を行っていることを知った。これは大変わかりにくい仕方で書かれていて、高校生のころには発見できなかったのである。急いでこれに申し込み、学部生として授業料免除を受けることができた。

³ 「【学費問題】東大 年間授業料2割増し検討」『東京大学新聞オンライン』（2024年5月23日）。

⁴ 東京大学「令和6年度入学料・授業料免除学部学生（留学生を除く）用ページ」https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/admissions/tuition-fees/h01_02_01.html, 2024年6月1日閲覧。

⁵ 文部科学省「高等教育の修学支援新制度」https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm, 2024年6月1日閲覧。

現在、学費免除の基準を緩和するとしているのは、(学部生に関しては) おそらくこの独自の授業料免除のことを指すのだろう。この点は東京大学新聞の記事には書かれていないし、他でもあまり論じられていないだろう。そして、資産基準により JASSO の給付奨学金が受けられない場合があることもあまり知られていない。資産基準は、それ自体ある程度合理的であると思う。しかし、私の父は退職後の再雇用を経て、現在はアルバイトとしていまだに同じ職場で働き続けている。率直に言おう。現在の年収は 200 万円代である。修士課程を目指していることもあって、もし、給付奨学金をもらえていれば、父の負担は今よりも軽かっただろう。私は、父が勤勉で倹約だったことにより、JASSO の給付奨学金は受給できなかった。父が将来の備えをしていたために、却って給付奨学金を貰えなくなったというのは、一種の不正義のようにも感じるところがある。

東京大学が独自の授業料免除の層を拡大するのは重要である。しかし、上京して様々なお金がかかる中で、授業料免除は負担を軽くするにすぎず、依然家計への負担は残る。しかも、物価は上がる一方である。

東京大学と総長に訴えたい。学費値上げと授業料免除の拡大はこの問題の根本的な解決として不適當である。その子弟を東京大学にやろうと努力する者が、その努力により給付奨学金を受けられないという国の制度の問題を理解せよ。そして、授業料免除の拡大はこの問題の解決策とはならない。東京大学として、主に地方の学生を主眼においた奨学金を設立すべきである。東京大学独自の奨学金はきわめて未熟である。唯一財団からの寄附に依らない奨学金「東京大学学部学生奨学金」は、たった 2 人に入学後 1 年間しか支給しないお粗末なものである⁶。予算規模 100 万円だから、値上げ額 10 人分でしかない。端的に噴飯ものだ。予算規模授業料免除の拡大のみならず、奨学金を十分に拡充することで、地方学生がより一層上京して東京大学で学ぶことができるようになるだろう。

さらに、東京大学が学部生への宿舍のアクセスを制限しはじめたのも、地方学生にとっては大問題である。近年の大学宿舍再編により、追分国際学生宿舍は 2021 年に募集を停止した⁷。目白台インターナショナルビレッジは一般の賃貸物件と変わらない金額のため、豊島国際学生宿舍 A 棟が学部 3、4 年と大学院生の最も安い選択肢(月 1 万)である。三鷹国際学生宿舍以降、東大の宿舍に住んできたが、前期課程→後期課程→修士課程と進むにつれ、月約 1 万円の宿舍に入れる人数は減っていく。修士課程に進学した友人も若干高い豊島 B 棟へ移ることになった。進学により、格安の宿舍へのアクセスが狭まっていくのは、進学を阻害する要因となる。地方学生が修士・博士まで安心して進学するためには豊島国際学生宿舍 B 棟や目白台

⁶ 東京大学「東京大学学部学生奨学金の募集」 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02_18.html, 2024 年 6 月 2 日閲覧。

⁷ 東京大学「追分国際学生宿舍」 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h04_07.html, 2024 年 6 月 2 日閲覧。

インターナショナルビレッジの家賃値下げも行わねばならない。この点でも授業料免除層の拡大という施策は不十分なものと言わざるを得ない。

以上を踏まえた上で、問いたい。学費をあげ、DX化を推進する意義はどこにあるのか？ 東京大学のお粗末な奨学金制度、宿舎政策をみれば、どこに受益者がいるかわからないDX化よりも、地方学生への対策を行うべきである。学生に20%分もの負担を強いて授業料を上げるのであれば、全てを学生へ還元するのが当然である。上振れ額の30億円もあれば、予算規模100万円の「東京大学学部学生奨学金」をどれほど拡充できることか！ そして、増額分を国際化に使うという話もある。国際学生宿舎やインターナショナルビレッジの低廉化は、海外から東京大学を目指す学生にも魅力的だろう。留学生の一番の関心事も、東京生活の費用である。東京大学の公式マークを横文字にしたところで誰も東京に来たくなどならないが、宿舎と学費が低廉であればこそ、「世界の誰もが来たくなる大学」⁸だろう。授業料を上げようとしている現在の東京大学執行部は、この大学を本当に「世界の誰もが来たくなる大学」にしたいのか？ 現時点の答えは「NO!」である。

⁸ 東京大学広報室「東大のロゴがちょっと変わります」『学内広報』1579号，2024年2月，2頁。

高等教育の権利的側面から授業料値上げに反対する意見書

高等教育無償化プロジェクト FREE 東大

11

私たちは高等教育の無償化を求め、実態調査をもとに署名活動や要請活動を行ってきた団体です。今回の授業料値上げについて反対の立場を、また、その根本的な解決を目指すには大学教育をはじめとする高等教育へのアクセスが、国家が保障すべき基本的人権の一つとして位置付けられ、高等教育へ支出される国家予算が増額される必要があるという立場を表明した上で、以下の意見を述べます。

主張 1. 高等教育は国家による公的な負担によってなされるべきものであり、個人負担及び家庭負担は無償または低廉であるべきである。

日本国憲法第 26 条 1 項には、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とあり、高等教育が私たちの権利であることが示されています。ここでいう「ひとしく」とは教育の機会均等を意味し、経済的理由によって就学できないことがないようにすることを要求しています。つまり高等教育は、私たちにとってまず「投資」ではなく「権利」ということになります。権利である以上、その名宛人は国家です。そのため国家は、すべての人が、お金の心配をせずに大学に行けるよう教育条件を整備する義務を負うことになります。

このことは、国際社会からも要請されています。日本も批准している社会権規約第 13 条 1 項には「教育についてすべての者の権利を認める」とあり、また第 13 条 2 項(c)では「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする」とされています。そして、第 2 条において締約国が国民的または社会的出身、財産、出生などによるいかなる差別もなく実施する義務を規定しています。

具体的に、国がどのように実施義務を果たすのかについては社会権規約の一般的意見第 13 パラグラフ 52 において整理されています。そこでは、締約国である日本が「規約に従った中等、高等および基礎教育の提供を含む国家的教育戦略(national educational strategy)を採択しかつ実施するよう求められ」ていることが指摘されており、それが最低限であるとしています。つまり国家は、市民が監視できるような形で就学前教育から高等教育までが無償になるまでの計画を策定するよう勧告されているのです。日本国憲法をみても第 96 条 2 項には「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要する」とされており、条約遵守は、国家の義務であることが確認されます。

これらを参照すれば、大学を無償にするかどうかについて検討することは、本来教育政策上の課題となり得ません。その課題となり得るのは、大学をいかに無償にするかということです。ましてや大学の授業料を値上げすることなど言語道断ということになります。しかしながら、OECD の 2019 年の調査によると日本の教育全体への公的財政支出は予算比で 7.8%、GDP 比で 3.0%となっており、OECD 平均の 10.6%(予算比)、4.4%(GDP 比)をとともに下回っています。

2019 年度より東京工業大学、東京藝術大学、千葉大学、一橋大学、東京医科歯科大学で、今年度より東京農工大学ですでに授業料が標準額から上限または上限付近まで値上げされており、これに東京大学が追随することは、日本全体で国立大学の授業料値上げにますます拍車をかけることとなります。また、これに先立つ 3 月 27 日、中央教育審議会の高等教育の在り方に関する特別部会では、委員から「私立大学との格差是正のため国立大学の授業料を年間 150 万円程度に引き上げるべき」という主旨の発言がありました。しかしながら、1970 年代に同様の背景から行われた国公立大学の学費値上げは、結局私立大学の学費値上げの追随を許すに終わったという歴史的事実を踏まえても、東京大学の授業料の値上げが国公立大学さらには私立大学に波及し、日本全体として憲法上、国際条約上定められる高等教育を受ける権利の保障が後退する可能性が十分に考えられます。

主張 2. 現在の日本においては高等教育費の個人または家庭の負担が大きく、支援制度が不十分である。

私たちがこれまで大学の学費無償化、奨学金制度の改善などを求めて実態調査や署名活動をしてきたなかで見てきた学生の経済的な窮状からも、国公立大学、私立大学ともにこれ以上の学費値上げは許容できません。調査では、「地方出身のため東京に出るには大抵学費の困難がある。そもそも受験すらさせてくれない家庭も周囲に数多く存在した。」(明治大学法学部)、「私立大の学費は出せないと言われた。かつ浪人するなど言われ、志望校を下げるようにと強い圧力をかけられた。」(東京大学法学部)、「学費的に大学院には流石に進めないと言われた。」(津田塾大学学芸学部)、「大学院進学後の学費は全額自分で払わなければならない、月に 120 時間のアルバイトをしなければならない時期があり、精神的にも物理的にも追い詰められた。」(日本女子大学家政学部)、「アルバイトが大変で疲れてしまい、学業のやる気までなくしてしまうことがあった」(武蔵大学経済学部)といった実態を聞いてきました。学生の経済負担は大学・大学院進学や海外留学の躊躇・断念の要因となっており、進学後も学費や生活費のためのアルバイトが学業の支障になるなど、日本の高学費はすでに教育を受ける権利の大きな障壁となっています。もちろん私立大学に比べて国立大学の授業料は安く、仮に値上げが行われたとしてもほとんどの私立大学よりは授業料が低廉となります。しかしながら、値上げを許すことによるさらなる値上げのエスカレーションについては十分危惧する必要があります。

ます。現在国立大学の授業料については文部科学省令で上限が定まっていますが、東京大学も応募し、東北大学が採択された国際卓越研究大学ではこの上限を超えての値上げが認められています。他にも、文部科学省は今年度から留学生に対する国立大学の授業料を自由化しているなどの変化があり、東京大学の授業料値上げ、およびそこから波及して全国的に授業料値上げがなされれば、次は国レベルでさらなる値上げあるいは上限撤廃への制度改変が起こる可能性もあります。

2020年度から始まった修学支援制度は一定の効果を発揮した一方で、多くの問題を含んでいます。実態調査では「毎月の生活費の足しになっていて非常に助かっているが、成績不振になったため、来年度の支援が継続されるかが現時点では決まっておらず、不安な気持ち」（東京電機大学工学部）、「私の父の収入は給付対象外だったが、実際は家にお金を入れない父親だったので貧乏な暮らしをしていた。条件から外れてしまい、学費を稼ぐことが大変で在学し続けるのは大変だった。」（武蔵野大学経済学部）という声が示されました。相対評価に基づく成績要件が課される一方で、支援を受ける学生はそもそもアルバイトで学費、生活費などを稼ぐ必要があり、そのために勉学に充てる時間が削られるという矛盾した構造の問題、世帯年収のみが基準になるために家庭からの教育費支援の事情が考慮されないという問題が調査から明らかになりました。

日本における学費・奨学金制度は家族という単位に基づいています。そのため、親の収入やきょうだいの数など家庭ごとの条件によって教育上の機会や選択肢が大きく左右されるうえに、経済的に依存せざるを得ないなかで親からの支配を受けやすく、それが「息子は私立大、地元以外の大学にもいってよいが、娘はダメ」（中央大学法学部）といった差別的なかたちで立ち現れる場合もあります。こうした状況下では、教育を受ける権利がどのような個人にも保障されているとは言えません。大学や高等専門学校などの「多子世帯」無償化が来年度より予定されていますが、所得制限なしとはいえ対象の規模は限定的です。仮に3人のこどもがいたとしても第1子が就職などで扶養から外れれば第2子と第3子は対象外になるという不十分な内容であり、きょうだい間での格差をも生み出しかねない制度となっています。また、家庭の側で高学費を負担しなければならないことがこどもをもつ数や間隔などの自己決定に少なからず影響を及ぼす現状において、ひとりひとりの権利を包摂的・包括的に保障しないまま国家の人口政策に資する範囲での負担軽減を取り計らうのはリプロダクティブ・ヘルス/ライツという観点から考えても問題含みです。

主張3. 高等教育予算の制限と高学費は大学、学問の変質をもたらさうる。

東京大学に関して言えば、合格者の出身が全国のうち首都圏、それも私立中高一貫校をはじめとする一部の環境に偏っていることが指摘されており、教育における不平等の極端な帰結を示しています。そうした現状を招いた要因は複合的であるにせよ、ひとつには学費と生活費

という二重の負担が大きいため、学生が家庭への従属を免れがたく、個人としての自由な進路選択を妨げられるという事態があり、とりわけ地方出身者や経済的に余裕のない家庭で育った人に対して深刻な弊害が及んでいると考えられます。このようにして、本来は多様で開かれた場として新しい知を創造するはずの大学が、実際は限られたバックグラウンドをもつ人のための特権的な場となっています。同時に選択と集中に基づく教育研究分野の偏重など、大学の変質が迫られています。この20年、国が経済成長につながると期待する分野を選び、そこへ集中的に予算を投入して大学や研究者を競争させてきた結果、例えば東京大学と地方教育単科大学の外部資金獲得状況には700倍以上の格差が生まれました(朝日新聞デジタル2023年4月13日)。このように大学に対し儲かる研究をせよという政界、財界からの圧力が高まっており、これは改正国立大学法人法によってさらに進むことが懸念されます。すでに多くの指摘がある通り、改正国立大学法人法は大学運営に外部の委員や文科大臣などがより強く介入することで大学の自治をさらに奪い取る仕組みとなっており、学問の自由を大きく侵害する可能性があります。

主張 4. 東京大学は授業料値上げに先行して文部科学省および関連する国家機関に対し、支出の増額を求めるべきである。

ここまで、教育は権利であり、授業料の値上げを認めることはできないという主張を展開しました。これを踏まえた時、東京大学に求めるべきことは、高等教育を担う機関として国家に対し財政支出を求めることです。例えば、2009年に行われたいわゆる「事業仕分け」によって大学予算が削減された際は、当時の濱田純一東京大学総長が積極的に国や社会に対してこれに対抗する声明(<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/president/policy.html>)を発表するなど、教育や研究における国からの投資の重要性をアピールし、国の予算の不足を理由に授業料の引き上げを行うことはありませんでした。授業料引き上げへの理解を学生に求めるのであれば、まず学生有志が大学に対して行っているように、東京大学のみならず様々な大学で連携し、国に対して高等教育予算の拡充を訴えることが先であると考えます。

以上の主張のもと、私たちは今日の市民の責任として現状の高等教育の改善を訴え、次の世代に学問の自由と教育を受ける権利を引き継ぐため、東京大学の授業料引き上げに反対します。

東大学費値上げは日本の国力低下につながる！

Q.Y. (学部4年)

12

東京大学の学費値上げは、日本の国際的なプレゼンスの低下に繋がりがねない問題である。今日の国際社会では、修士・博士号を取得していることが前提条件となっている。そして東京大学は文理を問わず、国際的に活躍する優秀な大学院修了者を多く輩出してきた。だからこそ文部科学省は「博士人材活躍プラン」を提示し、博士号取得者を増やすことに心を砕いてきたのではないかと。

しかしながら、東京大学新聞によれば、弊学執行部は学部・大学院を問わず一律に学費値上げを実施する予定のようである。これは、ただでさえ経済的に不安定な状態に置かれがちな大学院生の苦境に拍車をかけ、修士・博士号取得者を減らす帰結を招くだろう。

これは、従前の文科省の政策に悖るばかりでなく、日本の国際社会でのプレゼンスを低下させかねない問題である。たとえば日本は、今般のパレスチナ問題についても、イスラエル支持を明確にする他の先進諸国とは一線を画した外交姿勢をとってきた。その背景には、東京大学から巣立って行った多くの外交官の姿がある。東京大学のみならず、日本の大学で質の高い教育を受けてきた国際人材がいるからこそ、今の日本はあるのではないかと。国際的に高学歴化が進むなか、東京大学の学費値上げはそれに反目する結果を招来し、日本人の国際人材を排出する基盤を確実に蝕むことになる。

だから、学費値上げは、単に教育の権利という論点にとどまらない、国家レベルの問題を含む。円安が進む少子化社会で、日本の国力低下を憂う多くの人々にこそ、今一度考えてもらいたい。

「学費値上げ阻止アクション」のための資料

佐藤雄哉

13

この資料は、5月16日の最大10万円の授業料値上げ報道を受け、値上げに反対する有志学生によってつくられた、五月祭でアクションを起こすネットワークに参加した佐藤が学生間での議論のための材料として5月18日に作成・共有したものである

1. 学費とは何か

この資料では、学費とは大学に在籍するのにかかる費用（ただし休学にかかる費用を除く）のことを指す。具体的には、入学料、授業料、施設設備費などを指すこととする。

2. 「投資」の対象とされる高等教育

東京大学での授業料値上げが検討されていることが判明したのは、2024年5月15日、TBSの報道がきっかけだった（TBS「【独自】東京大学が授業料の引き上げを検討：最大で約10万円増額の年間64万2960円に」<https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/1172048>）。この背景には、2019年の東京工業大学の授業料値上げを皮切りとして、東京藝術大学、一橋大学、千葉大学、東京医科歯科大学、東京農工大学が相次いで授業料を値上げし、そのほぼ全ての大学が約2割の値上げを行っている。この2割は、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令に定められた標準額から許容される授業料値上げの最大値である。こうした波を受けて、東京大学でも授業料の値上げが検討されていると考えられる。

そのきっかけになったのは、2018年に中央教育審議会から出された答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」にあると考えられる。この答申には授業料について次のように記している（太字は引用者による）。

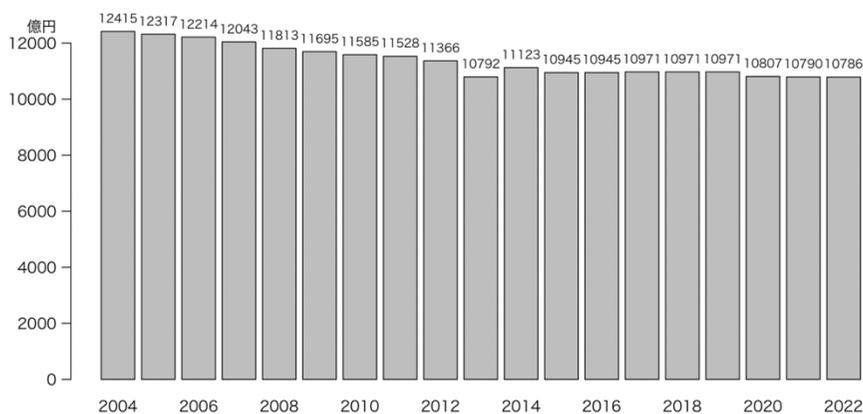
2040年に向けて、日本全体の人口が減少し、特に生産年齢人口の割合が減っていく中で、社会を支え、国民が豊かな生活を享受するためには、高等教育がイノベーションの源泉となり、地域の知の拠点として確立し、学修者一人一人の可能性を最大限伸長することで未来を支える人材を育成する役割が期待される。このような役割を果たすことのできる高等教育は国力の源であり、必要な公的な支援を確保しつつ、民間からの投資と社会からの寄附等の支援、個人負担等の高等教育への投資活動を強化していくことが求められる。

民間からの投資と社会からの寄附等の支援、個人負担のバランスの在り方については、教育投資に対しての投資効果をどう得たかという観点から再整理をしていく必要

がある。個人や組織もまた所得や収益としてその投資を回収することができる。また、高等教育機関の諸活動による地域の社会経済活動への寄与や雇用の創出、研究シーズを活かした新たな産業の創生など、その効果は様々であり、加えて、新たな知の発見や創造、世界や日本が直面する課題に対する警鐘を鳴らし、課題解決を提示する機能は、直ちに経済効果には換算できない普遍的な価値につながっているといえる。

これを要約すると次のようになる。大学をはじめとする高等教育は、「社会を支え、国民が豊かな生活を享受するため」にあり、「国力の源」ともいえる。そうした高等教育を維持するための費用は、「公的な支援」、「民間からの投資と社会からの寄附等の支援」、「個人負担」の3項目によって賄われる。その3項目による負担のバランスは、「教育投資に対しての投資効果をどう得たか」によるということである。あくまで中央教育審議会は、高等教育を維持するための費用は「投資」であるというスタンスをとり、現在進められている高等教育政策は、同審議会の認識に概ね沿う形で行われていると考えられる。

ここでは「公的な支援」と「個人負担」に焦点を当てて論じてみたい。それでは「公的な



グラフ1. 国立大学法人運営費交付金の推移

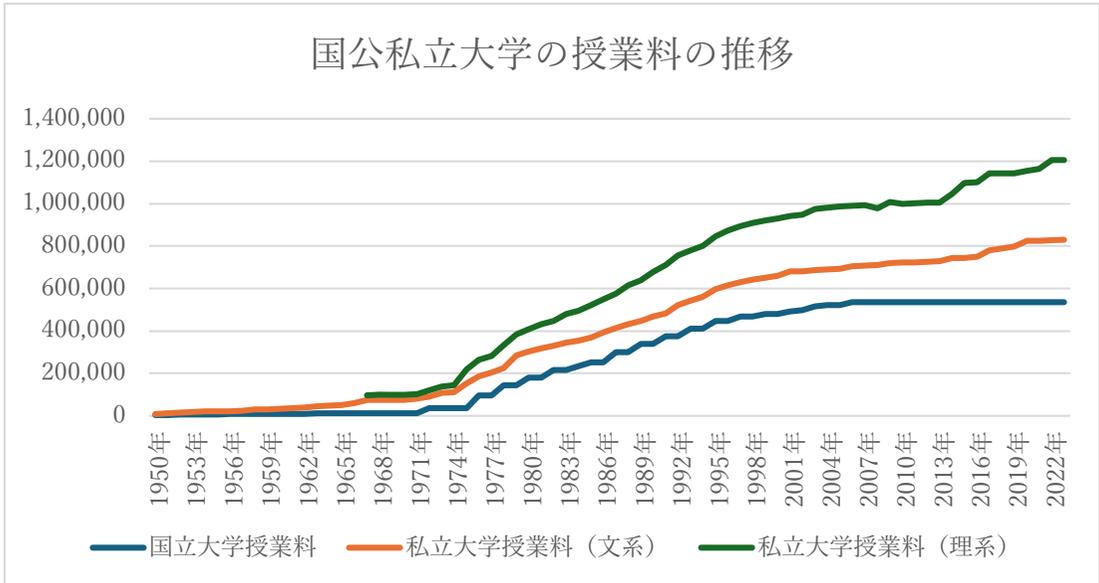
出典：奥村晴彦「グラフの例：国立大学運営費交付金」

<https://okumuralab.org/~okumura/stat/090503d.html>

支援」はどう推移してきたのか。国立大学法人運営費交付金の推移(グラフ1)を参照すると、国立大学法人化以降、減少の一途をたどっている。

いっぽう「個人負担」に相当する国公立大学の授業料の推移(グラフ2)をみてみよう。国立大学法人化後の2004年以降に着目すると私立大学においては増加していく傾向がみられる。なかでも理系の増加が著しい。いっぽう国立大学は、2006年に授業料標準額が535,800円になってから今日まで変動していない。それが結果的に国立大学と私立大学との授業料の格差が、私立大学の授業料値上げという形で拡大してきたといえる。

つまり、2004年以降に限ってみれば、「公的な支援」の縮小と「個人負担」の拡大が行われてきたといえる。これは、中央教育審議会の認識に沿って理解するのであれば、高等教育が国や社会などの公にとっては投資効果が少なく、個人にとってはそれが大きいため、「公的な支援」を縮小して「個人負担」を拡大するということになるだろう。



グラフ2. 1950年から2023年まで (X軸は3年毎) の国公立大学の授業料の推移

※総務省統計局『小売物価統計調査』を参照して作成、調査対象は以下の通り

年	調査対象
～1960年	「授業料」 大学
1961年～1967年	「大学授業料」 国立大学 授業料 1か月
1968年～2003年	「大学授業料」 国立大学 授業料 1か年
2002年～	「大学授業料」 国立大学 昼間部 法文経系 授業料 1か年

表1. グラフ1における「国立大学授業料」の調査対象 ※1か月分を12倍して年間授業料に換算

年	調査対象
～1960年	「授業料」 大学 私立(法文経系 昼間部) 1か月
1961～1966年	「大学授業料」 私立大学(昼間部) 法文経系 授業料 1か月
1967年～1980年	「大学授業料」 私立大学(昼間部) 法文経系 授業料 1か年 「大学授業料」 私立大学(昼間部) 理工系 授業料 1か年

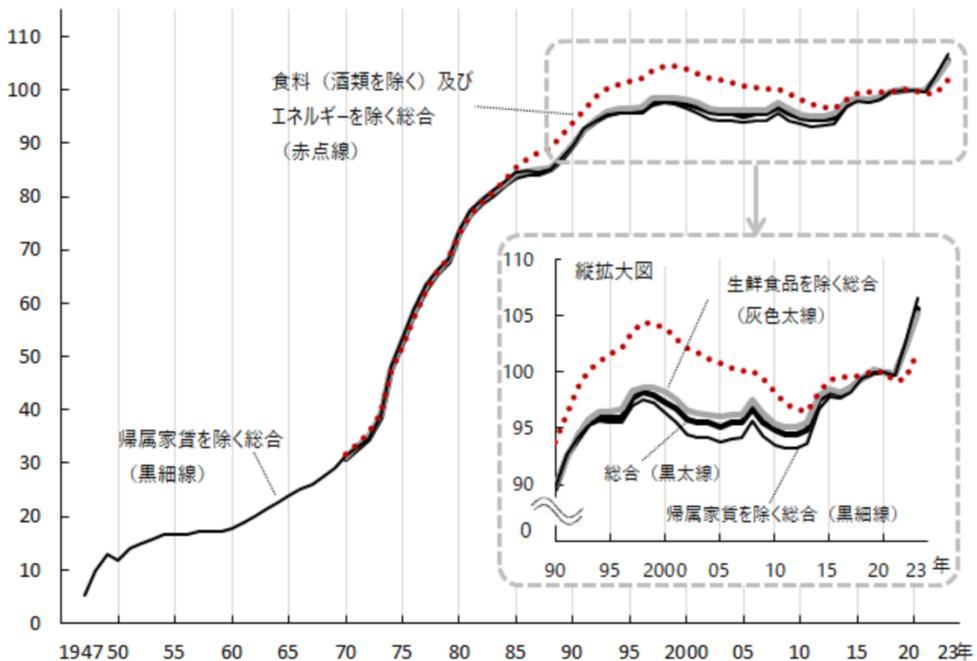
1981年～1990年	「大学授業料(私立・昼間部)」 法文経系 授業料 1か年 「大学授業料(私立・昼間部)」 理工系 授業料 1か年
1991年～	「大学授業料」 私立大学 昼間部 法文経系 授業料 1か年 「大学授業料」 私立大学 昼間

表2. グラフ1における「私立大学授業料(文系)」及び「私立大学授業料(理系)」の調査対象

3. 授業料の家計における負担の増加

それではこのような「個人負担」の増大は、何が問題なのか。その一つは、家計における負担の増加である。ここでは最も授業料の値上げが緩やかだった国立大学を例として取り上げたい。国立大学は、1975年には授業料標準額が36,000円/年であった。それが2006年には535,800円/年まで上げられたことは、これまで示してきた通りである。国立大学の授業料は、1975年と今日を比較すると、約14.9倍になっていることになる。

それでは家計の側は、どうであろうか。ここでは家計の支出に関わる物価に着目して考えてみたい。2020年を基準年とすると、1947年から2023年までの消費者物価指数(年平均)の推移は、次のようになる(グラフ3)。1975年と2023年の消費者物価指数を比較すると、



グラフ3. 消費者物価指数の推移(1947-2023年、2020年=100、年平均)

出典: 労働政策研究・研修機構「図1 物価」

(<https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/timeseries/html/g0601.html>)

約 2.0 倍になっている。1975 年から 2023 年までの国立大学の授業料の上昇率と、消費者物価指数の上昇率を比較してみると前者のそれは異常に高い。消費者物価指数の他にも考慮されるべき点は多々あるが、国立大学の授業料の値上げによる家計負担の増加は免れないと考えられよう。

つまり、学生にとって学費値上げの阻止を目指すことは、授業料の家計における負担のさらなる増大に抵抗することを意味する。

4. 高等教育は「投資」ではなく「権利」である

また根本的には、そもそも高等教育を投資の対象として考えても良いのかどうか、という問題がある。日本国憲法第 26 条 1 項には、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とあり、高等教育が私たちの権利であることが示されている。ここでいう「ひとしく」とは教育の機会均等を意味し、経済的理由によって就学できないことがないようにすること等を要求している。つまり高等教育は、私たちにとってまず「投資」ではなく「権利」である。権利である以上、その名宛人は国家である。そのため国家は、すべての人が、お金の心配をせずに大学に行けるよう教育条件を整備する義務を負うのである。

これは、国際社会からも要請されている。日本政府が批准している社会権規約第 13 条 1 項には「教育についてすべての者の権利を認める」とあり、また第 13 条 2 項(c)では「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする」とされている。そして、第 2 条において締約国の実施義務を規定している。

具体的に、国がどのように実施義務を果たすのかについては社会権規約の一般的意見第 13 パラグラフ 52 において整理されている。そこでは、締約国である日本が「規約に従った中等、高等および基礎教育の提供を含む国家的教育戦略 (national educational strategy) を採択しかつ実施するよう求められ」ていることが指摘されており、それが最低限であるとしている。つまり国家は、市民が監視できるような形で就学前教育から高等教育までが無償になるまでの計画を策定するよう勧告されているのである。日本国憲法をみても第 96 条 2 項には「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」とされており、条約遵守は、国家の義務であることが確認されている。

これらを参照すれば、大学を無償にするかどうかについて検討することは、本来教育政策上の課題となり得ない。その課題となり得るのは、大学をいかに無償にするかということである。ましてや大学の授業料を値上げすることなど言語道断である。

つまり、学生にとって学費値上げの阻止を目指すことは、私たちの高等教育を受ける権利の保障と逆行した動向に抵抗することをも意味するといえる。それだけでなく、日本国憲法及び

国際条約が国家に課す義務としての高等教育における無償を実現する足がかりともなり得るだろう。

追記（5月31日）

社会権規約は、国に高等教育の漸進的無償化の義務を課している。この義務が国立大学にもあるのだとすることは、現状難しいといえる（ただし社会権規約が要請する無償化と逆行した決定であると批判することは可能）。なぜなら 2004 年の国立大学法人化によって、設置者が国ではなく、国立大学法人になったからである。つまり日本の学校教育制度は、設置者管理主義をとるため、国立大学の授業料の決定権が国から国立大学法人へと移行したのであり、国立大学法人は国の機関ではないから、国際条約を直接適用しかねるのである。

それでは大学による授業料 10 万円の値上げは、どう問題なのか。私は、値上げの決定そのもの及びそのプロセスが、東京大学憲章に違反しているということが問題だと考えている。10 万円でないにしろ授業料の値上げは、学生の家計にさらなる負担をかける。それは、東京大学憲章における 2（教育の目標）にある「東京大学で学ぶに相応しい資質を有するすべての者に門戸を開く」という理念、及び前文第 7 段落にある「財産」によって「差別されることのないことを保障」という理念に反するだろう。言い換えれば授業料を上げることは、経済的に厳しい人へ東京大学がさらに門戸を閉ざすことを意味し、たまたま仮に入学できたとしてもそうした学生は、ますます奨学金（学生ローン）を借りたり、学費・生活費等を稼ぐために働いたりするなかで、学ぶ時間をなんとか捻出しなければならなくなる。一方で、そうしなくても安心して大学に通って学べる学生が学内にいるという非対称性に鑑みれば、授業料の値上げは財産という差異に基づく差別を拡大するといえるだろう。

また東京大学憲章は 12（大学の構成員の責務）において「教職員および学生は、その役割と活動領域に応じて、運営への参画の機会を有する」としており、授業料値上げの決定プロセスは、この規定に反している。なぜなら東京大学は、学生が授業料値上げの撤回や、その理由の情報公開を求めていたにも関わらず、これまで全くと言って良いほど答えてこなかった。6 月 21 日に予定されている「総長対話」にしても、あくまで対話の場であり、交渉の場ではないとして、90 分間 1 回のみの開催とされている。大学の運営が、教職員や学生という異なる利害を有する者によって行われる以上、運営方針をめぐって対等な立場で交渉ないし調整することは必然である。そしてその交渉・調整が、対等な立場の人間によって行われる以上、その手段は対話である。十分な対話なく一方的に決定を下すことは、学生から大学運営への参画の機会を奪うことを意味し、学内民主主義への冒涇であるといえる。

表紙 1号館

裏表紙 駒場博物館

(いずれも駒場Iキャンパス)

学 費 問 題 を 考 え る

編集・印刷 東京大学教養学部学生自治会

発 行 2024年6月4日



東京大学教養学部学生自治会
2024年6月4日発行